

THE SEISHIN

棲神

第七號

祖山學院同窓會發行

大正六年七月十五日發行

THE ZENITH

新報

新報

新報同人會發行

大正六年十一月十二日出版



目

次



學 範

宗 躰 決 疑 抄……………中山祐師作(1)

第 八 識 在 存 の 證 明……………吉田素恩(6)

研 究

本抄と十方界抄との交渉……………泉 義 敬(10)

壽量五百塵點に對する私見……………望 月 本 啓(14)

論妙法五字與三大秘法關係……………藤 田 光 肇(17)

觀 心 本 尊 鈔 堯 記……………大野曉師作(24)

最 蓮 房 上 人……………溝 田 在 庵(39)

精 進……………川 口 智 隨(42)

論木宗之宗義並相承……………辻 能 學(44)

本迹一致勝劣を論ずる所以……………荒 木 經 明(47)

聖祖の御人格……………猪 口 古 童(49)

詞 藻

初 夏 の 小 吼……………太 田 純 志(52)

身延山御書を拜して……………北 嶋 精 學(54)

如何にして進むべきか……………福 嶋 瑞 岳(55)

迷信を打破せよ……………山 間 道 人(56)

三日坊主の代表者……………結 城 瑞 光(58)

異 體 同 心……………二 宮 龍 忍(60)

宗 祖 の 孝 道……………佐 藤 慈 典(62)

宗 教 家 の 覺 醒……………隼 月 生(63)

心 臟 譜……………K O 生(65)

雜 報

春 季 修 學 旅 行 記……………菊 池 泰 旭(66)

同 窓 會 記 事……………(68)

講 演 部 よ り……………秀 秀 月(69)

井 上 博 士 講 演……………秀 秀 月(69)

運 動 部 か ら……………R O 生(69)

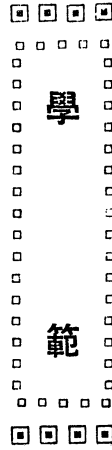
文 學 部 か ら……………K I 生(69)

金 品 寄 贈 者 芳 名……………(70)

大 正 六 年 春 季 修 學 旅 行 隊 金 品 寄 附 者 芳 名……………(70)

棲神 第七號

大正六年七月十五日發行



宗躰決疑抄

中山祐師作

一、禪宗念佛者中有ニ不思議奇特^{スル}事

座禪修行ノ人稱名念佛ノ之輩依修^{スル}處妄法^ヲ不^レ可^レ有^ニ出離得脫^ト被^レ仰候事ハ經文明鏡ノ間其有謂但禪宗ノ中ニ登^テ床^ニ作^レ項^ヲ臨終^{スル}者有之念佛者ノ中ニ知^テ臨終ノ時尅^テ唱^テ念佛^ヲ乍^ラ座^ト臨終^{スル}者有之所終^{スル}法爲^ニ虛妄法^ト者爭^レ可^レ有^ニ如^レ此ノ不思議^ニ哉凡佛法修行ノ所詮者爲^{ナリ}一期終焉^ヲ大事^ト縱^ヒ雖^レ爲^ニ權虛妄ノ法^ト臨終之時ハ如上件現證明白者^ヲ可^レ有^ニ何ノ不足^ニ哉法華信心ノ之人中ニ未^レ承^ニ如此事^ヲ禪宗念佛者ノ輩此旨^ヲ申^ス時當家信

心ノ人中聞レ之法華信心弱ク成事大事也以ニ分明ノ誠證ニ可レ項ニ御答ニ候 答云此事毎ニ人被難之處也自他宗以テ尤不審之候事但世間ノ振舞人々之疑ニ教主釋尊之誠證ト何可用候哉茲ヲ以テ雙林最後ノ涅槃經ニハ依法不依人依義不依語說テ龍樹大聖十住毘婆娑論ニハ依修多羅白論不依修多羅黑論ト釋シ解釋立一復與ニ修多羅ニ合ハ者錄シテ而用之無之無義不可信受判給フ 何況於ニ世間ノ事相計ニ疑佛說事ハ甚以不轉ニ輕罪報ニ也於ニ念佛者ノ最後給焉之夕ノ唱ニ十念ニ如レ入ニ禪定ニ遂ニ臨終ニ出ニ禪定ニ者登ニ繩床ニ結レ項ヲ或知レ時不レ知ニ正念ニ輩多レ之依但不レ依レ其ニハ其ノ故者ハ尼捷外道ニ恒沙水ヲ十二年耳ノ停貴兔仙人大海ヲ吸渴拘留外道ニ成ニ黃石ト八百年或外道ハ金地國ノ大王崩去以後皇后悲歎シテ荼毘火ニ投於身給タリシ乃臨終ノ時知之其ノ外ノ道士ノ中ニ種種ノ不思議神變有レ之長階鸞也出ニ雲霧ニ覆ニ隔日月ニ失ニ其光用ニ雖然遂ニ墮ニ惡道ニ云々 ○又池立ノ光宅寺ノ法雲法師ノ行者ハ祈ニ雨ノ法ニ講ニ法華經ニ三卷藥草喻品ノ等雨法雨四方俱下ニ時感應ノ雨忽ニ下タル天子感悅ノ餘ニ現成ニ僧正ニ爲ニ一體ニ給雖レ然一代階判ニ迷惑シテ以ニ法華ニ爲ニ第三番ニ以華嚴爲ニ第一番ニ種種ニ邪亂サリトヘ天台嘖レ之感應若斯猶不稱理等云云 法相根本祖師慈恩大師造ニ玄贊十卷ニ讚ニ法華ニ然トモ傳教大師雖讚法華經還死法華心ト破給フ此慈恩大師ハ十一面觀音ノ化身ナリ牙ノ光放テ筆端雨ニ佛舍利ニ茲以涅槃經云若天魔梵爲ニ我正法ニ欲ニ破壞ニ變シテ爲ニ佛像ニ云云 又云魔王以ニ此有漏之形ヲ作ニ無漏身ニ破ニ我正法ニ云云 法滅盡經云吾般泥洹後五逆濁世ニ魔道興盛シテ沙門ト成テ我正法ヲ破テ魔者其若一人若二人云弘八云若知テ衆生不レ出ニ生死ニ不レ慕ニ佛乘ニ魔出ニ是ノ人ニ猶生ニ親想ニ但生死ニ順皆名ニ魔罪ニ假令順子生之思唱ニ十念ニ結ニ印契ニ作レ項最後之時雖レ有レ之所ニ依憑スル法門虛妄說ナラハ神通自在者依レ其相叶ニ佛意ニ者不可許之何形像賊亂ニ明ニ邪正ニ者ナラハ可レ貴ニ此ノ人ニ哉去レハ佛ノ入滅以後不給許通云云 涅槃經七云壞ニ我正法ニ譬如獵師身服ニカ法衣ニ魔王波旬亦復如此作ニ比丘像比丘尼ノ像優婆塞ノ像優婆夷ノ像ニ亦化シテ作ニ須陀洹ノ身ニ乃至化シテ作ニ羅漢及佛色身ニ魔王以ニ有漏之形ニ作ニ無漏身ニ壞ニ我正法ニ委細條々雖レ有レ之大概如此云云

一、大論云自法愛染故毀吝他人法雖持戒行人不說地獄苦事。此ノ文ノ意ハ者愛染^{シテ}自法^ニ吝^ル他人持法^ヲ者ハ雖^ニ持戒之人^一不可脱免^ニ地獄^ヲ苦^ク云也^ニ此文^一或人難云法華宗^{コソ}如此^{ナレ}其故我持信^{スル}法華經計^{ニテ}余法^ヲハ虛妄^ノ法^ト不思議^{ナル}結句念佛爲^ニ墮惡業^之由^一申問不^レ可^レ脱^ニ地獄苦^一申^ハ如何候哉能^ク可^レ承^レ之候

答云龍樹菩薩御大意ハ違^ニ佛說^一給^ト得^テ意自法愛染^ノ文^ヲハ備^ニ難勢^一給^フナリ凡佛法^ト申^ハ權實^ヲ爲^レ前小大偏圓^ヲ爲^レ證^ト以^レ實^ヲ破^ク權^ヲ以^レ大^ヲ破^ク小^ヲ以^レ圓^ヲ付^レ偏者^ハ教主釋尊^ノ御本意龍樹天親^ノ御本意也此兩^ハ大士^ハ本就^レ小^ニ造^ニ數卷^ノ論^一移^ニ大乘^一後強^ニ難破^一天親菩薩^ハ責^テノ事^ニ演^ス小乘^或ハ切^ラ舌^迄コソ^ソ悔悲給^シ歎^ル此人^ニハ付法藏^ノ金言^ニ相叶^ヒ給^ル御事也聊^モ背^ニ佛說^一事不可有此凡自法愛染^ト申^ハ執^ニ小乘^一他人^ノ持^ニ大乘^一毀^レ之自法權法^ニ染着^{シテ}他人法^ノ實法^{ナル}ヲ^テ毀^レ之如此人何^ソ雖^レ持^レ戒所^レ不^レ可^レ脱^ニ地獄^ノ苦^一云事也就^レ之經論章疏^ノ文義意^ヲ萬端^{ナル}也雖^レ爾^リ少々前^ニ舉^ル間略^之努々當^ニ以^レ法華一部^計四十余年經未顯^ニ眞實^一申事非^ニ私^一科簡^一云云龍樹天親天台樂御本意也依^レ之傳教大師『秀句』天台法華宗^ノ勝^レル^{コト}ハ諸宗者依所依經故不自讚毀他○哉有智君子尋經定宗云云

一、壽量品五百塵點劫數表示事。

或云學者云壽量品五百塵點劫^ト被^レ、說者^ハ表示也謂表^{スル}五住煩惱^ヲ也全非^ニ違義^一此義大^ニ不實也其故^ハ者爾前迹門^ノ面釋尊者今日始成佛^ト人天^ノ會思^ル爲^レ破^レ彼思^一然我實成佛以來無量無邊^ニ那由他阿僧祇劫^等說其下^ニ譬如五百千万億等^ト說^テ仍五百塵點劫^ト者爲^レ顯^ニ成佛^ノ久事^一也若五百塵點劫^ト爲^ニ表示^一是^ニ假說也於^ニ多寶^一涌現十方^ノ分身來集地涌^ノ大士涌現^一皆可爲^ニ假說^一也本門正意顯壽長遠^ノ釋如何可得意哉微塵^ノ菩薩^ノ增道損生^ハ可^レ爲^ニ假說^一也又大事^ノ法門也委細可承候

答云法門^ノ者終窮究竟^ノ極說一部八卷^ノ深奧也凡五百塵點劫^ト者表示^ト申事也世流布^ノ天台宗^ト號^{スル}人々^ノ義勢也此^ノ義失^ニ法華一部^ノ精神^一人々料簡也五百塵點前假說^{ナラ}者微塵^ノ菩薩^ノ增道損生^之益不可有本地久成^レ

所詮何事哉釋家無窮ノ巧辯ナラハ釋雖レ在レ之一往ノ配流也努々實事不可得意如ニ法難一邊本門正意顯壽長遠之釋有レ何論哉自ニ初一番成道以來我等衆生下ニ圓因種子定ニ父母天性事可ニ徒事又地涌千界菩薩涌現ノ時補處彌勒疑ニ百歲二十五給事無用也何ニ去事候可也若爾者常住佛性爲ニ咽喉乃至顯本遠壽ヲ爲ニ其壽釋何可得意候哉 壽量一品ヲ不被說者今法華經ニ異餘餘經處不可有之始成久成同異又不可有先師大聖人ノ本化ノ菩薩トシテ末法濁世ニ出現シタマフハ所詮只此一事故也就之自宗ノ内ニ種々異議有之云々 委細事追可註申候其ノ外相承本迹同異文義解釋万多也

一、安樂行品於諸如來起慈父相事。

文意者於一切如來成慈父ノ想者被レ說而如譬喻品者今此三界皆是我有其中衆生悉是吾子云々如此文ハ者三界衆生ノ慈父者限ニ釋尊一佛於ニ余佛不可成慈父想見於一經内ニ両品ノ文相如何答云安樂行ノ一品ハ初心始行ノ菩薩請ニ他土弘經ノ之時佛住ニ四安樂行於此土可ニ弘經之由說而問離ニ十惱亂不レ說ニ諸余ノ經典ノ過不レ云他人好惡長短常ニ生禪修攝其心見而問於諸如來起慈父想ニ說處尤モ可然依之光宅寺接退流通ノ料簡一家天台可然合然給ニ攝受行躰天地遙ニ隔故ニ勸持品ノ孤起偈ト不輕一品ト一經中ノ相違也依之夫佛ノ兩役アリ一攝二折如ニ安樂行云々 但於ニ二卷ニ唯我一人ノ文ニ者限今日一代教主ニ我等主師親ノ事ヲ觀ゾ曾以念佛齊等ノ事不レ可有レ之此文被ニ萬機釋尊我等特尊ナルベシノ事ヲ顯シ給フ此則一經中肝心聖人弘經ノ所詮也勢々對ニ初始行不可同ニ安樂行品也

一、涅槃不說一字云事。

或人難云於ニ法華經四十餘年ノ諸說ヲハ正直捨方便捨テ如說之於ニ涅槃經如來成道以來不說一字云故法華不說云事也 不說一字文如何可レ得意也私云此事當世流布ノ禪法修行ノ人々始テ被云法門也抑モ涅槃經ノ南北ノ両品四十卷三十卷也何ノ卷何品ニ不說一字ト說給也可レ見本經也縱ニ去ル文在レ之爲ニ一機被

說可得意何トシテ不說ニ法華一可云也若爾者三世諸佛、出世ノ本懷云コト可レ爲タル假說ニ也唯以一大事因緣文可ニ無用ナル涅槃經自ニ法華ニ劣ノ一家天臺ノ判ニ徒事ナル可シ又法師ニ說、當說ノ文有ニ何詮ニ也於ニ涅槃經ニ說ニ四得正見一由レ此文南ニ北七ノ十師ノ學匠立ニ涅槃正見法華邪見、謬義ヲ迷惑經又前後ニ起盡故也此文迦葉童子七歲、時三十六ノ不審設ケ來至シテ涅槃ノ砌ニ一々疑網ヲ晴シ捨テ本外道ノ邪見ヲ歸シ涅槃ノ佛性常住ノ一理ニ申文也天臺大師破ニ南三北七ノ惡義ニ後涅槃宗ト申事新羅國百濟國ニ絶テ候此等ヲ以思假合說一宗云トモ佛意ノ所レ通能々可ニ思慮ニ之處申也況シテ經文無事也中々非ニ沙汰ノ限一者也但楞伽經ニ說ニ一字不說ニ經ニ釋之云本法ナルカ故ニ不ニ說一字ヲ自說ニ證法ニ故ニ不說一字ヲモ云々 ○○云古ノ先聖ノ道ハ法緣常住ヲ譬ヘ人ノ行レ路人非レ作路云々 法緣常住ナル方ハ有佛無佛性相當然也証ニ得此ノ常住ノ一理ヲ給ヒ不可異此故ニ不說一字ト云也等云々 不辨ニ此等ノ文釋ヲ人々於ニ眞實ニ者言句一字不說ニ云事大謗法ノ輩也隨文取義作ニ決定ヲ文可恐者也

一、本門戒壇事

此事當家ノ大事天下ニ未ニ流布ニ御法門也龍樹天親天臺傳教不被ニ授與ノ給之處ノ秘法隨一也無所右雖レ不出口外ニ戒相計等申之經ニ云是名持戒ト說安然廣釋ニ云能說法華是名持戒云々 止觀四云此レハ是レ持中道第一義初也云々 傳教等ノ戒相ハ迹門戒ニ非ニ本門戒体ニ而ルニ身即一釋迦牟尼如來乃至都史多天彌勒菩薩金色世界ノ文珠師利菩薩等云々 今於ニ聖人ノ戒相一者不可然委細遂ニ面謁ニ可申談候以前ノ條々如件

日真云就ニ當家ノ御法門ニ聊カ謗法ノ族ヲ依不宣申粗所經申也預テ委細御答ニ破ニ邪難ニ爲シテ堅固愚昧之身ト如此記之間無正体事多之也雖然難ハ者起自非云事有之者被御堅直之一々以ニ明文ニ可有御答候仍所註如件 右件ノ御不審ハ者於ニ某日祐ニ者會申也事甚以テ雖不可有但爲レ晴ニ諸人ノ疑網ヲ具ニ存シテ廣宣流布ノ金言ニ愚存所及註申也定後見嘲弄万端ナル者也曲會私情之料簡莊ニ嚴スルハ己義ノ法門ト申聖人ノ御筆ヲ可有其恐々々々々

干時曆應第五太歲 壬辛 三月中旬記錄如件日祐作

沙門肥後房之

第八識在存の證明

吉田素恩

第八阿頼耶識の存在する所以を證明するに就きて、唯識論第三卷^{十六}以下、具さに五箇の至教量と、十箇の比量とを列擧す。

五箇の教証とは、

1、大乘阿毘達磨經

2、全上

3、解深密經

4、入楞迦經 以下大乘

5、小乘

A、大衆部名 = 根本識

B、上座部名 = 有分識 - 說假部亦同之

C、化地部名 窮生死蘊

D、有部名 = 阿頼耶識

を云ひ、十箇の理證とは、

1 種持證

2 異熟心證

- 3 趣 生 證
- 4 執 受 證
- 5 壽 煖 識 證
- 6 生 死 證
- 7 識_ト色_色(名_ト)互_ニ爲_ル緣_ト證
- 8 四 食 證 第四卷初紙以下
- 9 滅 定 證
- 10 染 淨 證

を云ふ。然るに凡そ此等の教証及び理證は、其の旨とする所、小乗の人をして、大乘唯識深妙の法義を信せしめんが爲にあれば、今理論的證明と云ふと雖も、尙未だ經說に依りて之を歸納せるに過ぎず。故に甚だ學究的通俗的ならざるが如き觀あり。然れども更に精細に此等を點檢し來たれば、其の論述中、又自ら幾多普遍的の論理形式を包含せざるに非ず。今其の一二を抽出して、加ふるに吾人の淺見を以てせば、第八識存在の不可疑的事實なること左の如し。

(A) 蓋し動あれば、必ず反動ありとは、物理學^{物理學}の原則にして、感應因果の理法は、一切諸科學の前提とする所也。因果の法則、豈に當に佛教の專用ありとせんや。今夫れ吾人が善良なる心的發動によりて、身に一大義德を行はんか、之れに報ずるの善果は必ず來るべく、又吾人が不良ある心的行爲によりて、一大罪惡を敢て犯さんか、之れに酬ゆるの惡果は必ず招く可し。是れ極めて了解し易き事實也。而して其の前に既に起し、且つ爲せる善心善行、及び惡心惡爲は、後其の結果を招感する時に至る迄現存すとせんか、將た滅無すとせんか、若し現存すと云はば、其の善心善行、及び惡心惡爲は、恒時的不斷的に

常に相續せざる可らず。

然るに吾人の心意行事は、刻々時々變換推移して、善心起るも、忽ち滅し去れば惡心次いで起り、惡心起るも、亦忽ち滅し去れば、善心更に起り來るが如く、其の狀恰も石火電光の、明又滅、一定せざるに似たり。故に善惡の心意行事は、一見其の結果を感ずるの時到來るまで、恒存せざるが如し。依之若し消滅すとせんか、消滅したるもの、如何にして、其の結果を招くことを得とせん。無より有を生づとは、佛敎は勿論、普通論理學の認許せざる所也。

爰に於て乎、吾人は吾人の身中、他に何者か、將來其の結果を招くべき、善惡行爲の原因を保持する、不斷的恒存的性質を有する、或る存在の之れあるを想定せざるを得ず。

然るに吾人の有する可知的の心性、即ち眼耳鼻舌身意の前六識の如きは、常に前現象と、後現象と、善と惡と、其の流類を異にし、始終其の對境を變換するのみならず、彼の夢無き熟睡眠裡、若しくは人事不省の場合の如きは、五官神經の官能も休止し、意識の作用も亦全く間斷せり、豈に其の休止間斷して、恒存せざる心識をして、將來其の結果を招く時に至るまで、善惡行爲の原因を、支持せしめんとするも得可けんや。

若し難者ありて、吾人が身体は、精神の如く間斷せず、生命の有らん限り、恒に存して滅せざるが故に、能く這個の原因を持續すと論せんも、吾人は未だ其の身体の何れの部分に於て、之れを保持するか、將た其の保存するもの、如何にして因果の規律を紊亂すること無く、其の結果を招致するか、明に其の然る所以を究め能はざるを如何にせん。殊に吾人の身体は、死滅甚だ速に、時々刻々其の細胞代謝しつゝあることは、生理學者の一致して説く所也。

故に種因ありて、尙其の果實を結ばざるに、身体滅せば、之れに伴つて滅すと云ふを得ん、若し滅無す

と云はば、吾人にして善を積むも、遂に其の餘慶無く、又惡を積むも、竟に其の餘殃無からん也。

有因無果は、世出の理法の共に許さざる所とす。是れに因りて、若し消滅せずと云はば、彼果して那邊にか留存する。身体は既に明に滅するが故に、其の滅無の身体をして、當來結果すべき因種を保持せしめんとするは、到底不可能の事たるを免れず。

爰に至つて吾人は、吾人には恒時不斷に相續して滅せざる、不可知微細の或る心識のあるありて、設令前の善、若しくは惡行爲の現象は、一時其の影を沒せしが如きも、實は此の心識に薰存して、必ず將來に其の結果を感招することを得と確信せざるを得ず。而して此處に所謂微細不可知の心識とは、即ち第八識是れなりとす。

(B)、心理學上、識阈以下に尙一種の精神の存在するを認めて、之れを潜在的意識と名け、又佛教中、心識の有無を以て、有情非情の兩種を分類す。然るに吾人が悶絶、若しくは熟睡せる場合に於ては、五官の活動全く休止し、心識亦殆ど作用を呈せざるが故に、無心の状態に似たり。若し全く無心ならば、既に心識を有するものに非るを以て、木石等と一樣に非情物と名けざる可らず。然るに尙有情と稱する所以のものは、蓋し是れ一般に云ふ所の心識以外に、更に不可知の心ありて、所謂無心の觀を呈せる場合と雖も、決して間斷すること無く、常恒存在するに職由せずんばあらず。其の常恒に存在する不可知の心とは、即ち第八識そのもの也。若し此の第八識無くんば、即ち潜在意識無くんば、何んぞ過去の記憶を喚起し、若しくは木石と吾人とを分つを得ん。

以上且く因果律、及び潜在意識^{心理學}上の^{MEMORY}の兩箇をかり來つて、略して第八識の存在を證明し畢る。若し夫れ其の學究的立證の如きに至つては、之を他日の討究に委せん耳。



研 究

本抄と十法界抄との交渉(承前)

泉 義 敬

一、佐前我祖内證の法門と外用の教義

佐前我祖内の法門とは、正しく十法界抄の如くにして、即ち我が祖が御一代を佐の前後に分ち、通途は佐前を外用とし、佐后を内証とす、然れども今佐前の所説に係る十法界事の如き、既に聖祖内証の法門を説く、此れは是れ懷中別記の書にして、佐前なりと雖も、本化神力別付の法門を密示し而して、爾前無得道を論じ本迹の異目を判じ給ふ。之れを要するに宗祖は内証即ち本化付囑の大事を覺悟し、最初に迹門の教意十界互具一念三千の説不に約して、爾前當分の得益を奪へり、次に本迹相對に約し、本を以て迹を奪ふ、然りと雖ども、其歸趣する處は、本迹不二、觀心の妙旨を以

て、其迹を奪ふ也蓋し迹門の得道を奪ふと雖ども其意は爾前を斥ふにあればなり。荆溪云奪迹得道意在爾前云々 問迹門に皆是眞實の文有り、されば爾前に得益を許すや如何 答今果門に望るに、迹門は爾前に對して且らく眞實と云耳、眞に得益を許す義には之れ有らざる也。迹門一往の所説に依れば爾前に於ては、且く、法華の爲の故に、三乘當分の得道即ち熟益を得せしむが如なれども本門觀心に至ては、一向に爾前に得益を許さざる也。されば、法華本門觀心の意より佛の一代聖教を按ずるに、迹門の大教起れば爾前の教亡し、本門の大教起れば、迹門爾前亡し、觀心の教起れば本迹爾前共に亡ず云々(縮遺二九一)と以て本迹の起盡を定め給ふ。而して、本門壽量品の皆實不虛の文を、臺祖釋して云く、約圓頓衆生於本迹二門一實一虛已上 妙樂記、九云故ニ知テ迹ノ實ハ於レ本ニ猶虛ナリ云々 但皆是眞實者、若し本門に望むれば迹は尙是れ虚也と雖ども、一座の中に虚實を論ずる故に、本迹共に、眞實とは云ふ也。故に本門未

顯の時は、迹門尙虚と名け、顯れ己れば、迹門の佛因は、本門の佛果と爲るが故に、天月水月、本有の法と成て、本迹共に三世常住と、顯る、也。

等と、如此宗祖は佐前に於て、既に本化己証の、實義を記し玉ふ、次に外用を云はゞ、十法界事の如き、宗祖、佐前に於て、能く本化内証の眞義を知ると雖ども、佛に前權后實の儀軌あるが如く、且く、内証を秘して、迹化弘法の導師、臺祖附順の弘教、教機時國抄等の如き教義をば、外用の法門と云ふ也。然れば、三澤抄（續遺一七〇五）云く、佐前の法門は佛の爾前經と思召せ云々 佐前御撰述の書中、數々、天臺沙門と云ひ、又、根本大師門人等と、被遊を以ても、佐前迹化付順の旨を、知るべき也。

二、權實と本迹との關係及其歸趣

爾前四十餘年の所説、隨情方便の權大乘、後八年の眞實本懷の實大乘即ち權實二教と、法華經前十四品の迹門後十四品の本門即ち本迹二門との、關係を述べ、己顯眞實の法華を以て、未顯眞實、爾

前權教の得道有無を決す。凡、爾前諸教には、假令、諸法の圓融を説く、圓教有るに、似たりと雖ども、未だ二乗の成佛を許ざるが故に、眞實圓教と云ふを得ず、之れ十界互具の圓理互融の妙旨を説ざればなり。然るに、法華迹門、方便品に至て、十如實相を説くに、爾前の隔情全く融し、不變眞如、實相の深理顯れ、一念三千の名義成立し、所化の衆生、眞實の斷感証理を以て、十界具足、法界互融の、一大圓佛に体達する事を得、雖然、迹門に至ては、尙理性の互具を論ずる耳にして、未だ本覺本有を談せず。本門に至て、始て、久遠証得、事、一念三千を成じ、迹門、本無今有の失は頓に、無始無終色身常住と變じ、是法住法位世間常住の、理談は轉して三世常住無作本覺の過古常顯れ眞の覺体を成ず、此時に當てや、萬水一月は、既に天月の如し、然れば、迹化他方の諸佛諸菩薩等は皆釋尊が久遠の弟子也。如斯法華顯本の前後に於て、本迹二門の相違夫れ如此を知るべし。天臺の云く、又法華の前に、迹圓の如來を明すは、同じ

く是れ、迹中の所説あるのみ、發迹顯本の三如來は、永く諸經に異りと云ふ。發迹顯本せざれば、眞の一念三千顯れず此の本門壽量品の天月且く影を大小の器に浮べ給ふを諸宗の學者等、水中の月所謂迹門に實月の思ひを爲し、近くは、自宗に迷惑し、遠くは、法華經壽量品を知らず。然り而して、本迹相對せば、迹門尙爾前に同ずる也。如此本迹相對して、迹門の理圓を下す事、其意、爾前の得道を根本的に許さざるの故也。蓋し當家に此れが相對を重要視するの所以なり。雖然廢迹立本の日は、壽量品の佛、我實成佛と説き、十界實成を顯す、於此迹門理圓三千の當處全く自受用身、本覺の智体を成じ、十界の身皆古佛にして、所居の土は、皆常寂光となり、本迹一致の妙旨を現ずるあり。

三、二抄拜讀の用意と意趣

十法界抄と教機時國抄とは、同く、佐前の御書ありと雖も其内容に於て、遙に殊なり、即ち一は、本迹相對にして、本門より、迹門を奪て、爾前の無得道を証し、遂には、本門一致の旨を明す。一は權

實相對即ち宗祖臺家付順の教法を以て、權教を破斥す。故に吾人此二書拜讀鑽仰せんとならば、先づ、十法界事の如き、宗祖内証の實義を明す、懷中別記の書なれば、一抄の内容悉く四重興廢の觀心門より出でたり。故に此抄に就ては、親しく、佐后内証眞實の法門に接する思ひを爲し、以て拜讀し、且つ宗祖が天臺付順の當時尙己證の法を記し給ふ邊を、深く味ふべき也。教機時國抄は、三世諸佛全權后實の法儀に則り尙宗祖獨特の五綱を以て、極力權實相對權門破斥に御心を用ひ給ひたるなれば、如何に宗祖が間斷無く、佛一代の所説五千七千の微塵の教經を判釋遊ばされたるかを伺ひ知るべき也。要するに兩抄は宗祖が佐の前後に顯れたる、重要な教義を網羅しあれば、内証外用密接の關係を有する事瞭々たり。又宗祖が法の用捨に巧なる事又併せて存知し其内部所顯の法義を周知すべきなり。

結 論

一、本抄拜讀後の所感

宗祖の畢世、釋尊の本懷を述べ、臺當の異目を判じ、權宗の迷妄を、論破し、一大眞理妙法弘通を以て任せし事、夫の言を俟たざる也、宗祖は五綱の判釋を以て、三時諸宗の淺深勝劣取捨を判じ、以て時機相應最勝微妙甚深の三秘立行而して皆歸妙法の基礎たらしめたる也、

本抄御著述の當年時機を鑑み、六宗の勝劣を論じ、而して普く一切衆生をして妙法を信せしめんと巧みに五綱を以て判教遊ばされたる也、御自身、上行再誕眞に此れ、靈山別付の導師なる事を覺知遊ばすと雖も未だ内證を秘して顯さず。只に臺家付順の身を以て妙花最勝の妙を顯はせしかり。宗教の五綱を大判せし事、凡そ能弘の師必ず、宗教の五綱をしらざるべからざればあり。何となれば教は機に依て顯れ、機は時に隨て進退し、時は國に依て異り、國は教法流布の如何に依て結す、教法流布の前後は、自ら一國の氣風を支配し、一國の氣風は一定の時代と思潮とを畫し、時代は人を造り、人は教法を左右す、此五綱は、實に一連の貫

鑰にして、一も離る可からず、此の如くんば、世を導き人士を誘ひ、究竟最極の依止處に至らしめんとするもの何ぞ五綱を知らずして可ならんや。而るに聖祖以前の諸師或は機を重じて、時を輕じ、或は機時を知ると雖も、教法の撰澤を過り、或は能く教法を知ると雖も、前後流布の相を徹見せず。故に我祖彼等が一部に僻目未だ全象を知らざるを慨し、其妄を破し、其迷を開以て能弘の師必ず五綱を知らざるべからざるを示し給ふ、而して五綱所知の師必ず死身弘法すべく、然らば三類競ひ起るべきを示し、末代吾人を驚策し給ふ、

二、本抄中の論目

一、佛天調卷の異論 一、佛滅年代論 一、佛教の支那傳來論 (A)後漢明帝時代の佛教傳來の狀態 (B)佛教傳來の終末 (C)翻譯事業 一、佛說校了 一、大乘教と小乘教との相異 一、權大乘教と實大乘教との異目 一、機根分別と佛說法と説時 一、身子の得解と觀機誤謬 一、三時弘經の師と機類分別 一、今時弘經者の心得 一、經文

壽量五百塵點 に對する私見

望月本啓

- 中の異文會通と論結 一、聖祖の時代觀 一、三時と三學三重の相配及聖祖の判決 一、末法無戒の理由 (A)無戒と破戒 (B)末法僧侶の道德觀念如何 (C)佛教思想より見たる天災觀 一、國家と佛教 一、歴史と傳道方法 一、思想構成と歴史の研究 一、五義綱判と諸師の判教 一、國師とは何ぞ 一、國師の資格 一、國民教育と法華經 一、傳教の三時論と我祖の三時論 一、本未有善論と純圓論の差異及會通 一、太子鑒眞等の圓機説と我祖引用の意趣 一、念禪律興起の原因と其教法 一、念禪律破の根本意義 一、日本國と法華經 一、諸師の予言と日本及聖祖引用の意義 一、本朝傳來の佛教 一、南都六宗の興起と其前後 一、傳教の佛教思想と及其事業 一、南都佛教と傳教との關係 一、平安奠都と傳教との關係 一、念禪の勃興と其傳道區域と信者の種類 一、鎌倉の佛教と京師の佛教 (聖社諸宗對破の次第と各宗傳道の區域) 一、三類蜂起の時代 一、攝析論

(結)

宗祖大士無始本覺を述べ給ふに三あり(一)には本尊鈔に曰く『五百塵點乃至所顯の三身無始の古佛也』云々此れ本佛元能所二詮なしと雖も且く所顯の三身に約して無始の古佛也と宣せ給ふ本尊鈔略要に『五百塵點復過於此等は能顯の壽量あり無始本佛十界常住とは所顯の三身なり故に文を過て底理を指を乃至所顯と言ふなり』と即ち此の意あり。(二)には當體義鈔に『釋尊五百塵點劫當初証得』と是れ能顯の三身に約して且く當初と宣す、次下の『能證所證本理』の文思ふべし之れ密に非算の數に寄せて始即本を顯し給ふ文旨知るべし(三)に灌頂鈔に『雖無始本覺三身且立五百塵點劫成佛』文是れ能顯所顯能證所證二而非二一なる上に於て無始を論じ給ふあり、正義に曰く『且立塵點之語者塵點久成假之明文也』と誠に始覺即本覺の佛身は能顯所

顯共に無始久遠にして二證あるべからず從て五百塵点の經說之れ全く實數なりと言ふべからず今教行人理に約して私見を述べむ。

(一)約教 夫れ本有の身土は無作本覺の如來と常寂光の外ある事なし然るに衆生此の本覺に迷ひ隔歴彼我の思を生じ善根轉だ少く惡趣日に月に多きを加ふ是れに由て本佛權に聖相を現じ積切累徳し成道し以て衆生成佛の指南とち修因感果の手續とちらせ給ふ當體義鈔に曰く『釋尊五百塵点劫當初証得此妙法蓮華世々番々唱成道顯能証所証本理給』と即ち知ぬ難解難入の法華の深意凡夫の得て悟入すべきに非ず依て久修練行を説きて以て衆生をして佛尙是の如し況や凡夫たやと自ら勇猛の心を起し速に悟の本心に歸らしめんとし給ふに外おらず依て知ぬ五百塵点劫數を立る事全く衆生教化の方便なり『每自作是念以何令衆生得入無上道』の文思ふべし況や五百塵点は之れ算數の及ぶ處に非ず加ふるに復過於此百千等之れ全く一二三と數ふる順序にして三二一の限數に非ず誠に本覺三身

は豎に又横に際限なく十方法界の身なり唯だ凡夫の迷暗に隨ひ假りに五百の非數を擧げ伽耶始成の忘謂を破し前後の儀相に寄せて如來の本壽本身を覺らしめ給ふ即ち事成院日壽師の所謂『迹本の中聞寶塔涌現し多寶証明し分身來集して密に壽量を表し又地涌を召し本地身を示す而して近成を破して五百塵を擧ぐ慇懃ある事是の如し』と之れ其の意なり又法華眞言勝劣事の中に『伽耶之始成破之五百塵点也』と仰するもの全く此の意に外おらざるあり。

(二)約行 法華の妙行は妙法蓮華經を持つに外おし本尊抄に曰く『我等此の五字を受持すれば自然に彼の因果の功徳を讓り與へ給ふ』と又次上の文に曰く『釋尊の因行果徳の二法は妙法蓮華經の五字に具足す』と我本行菩薩とは之れ本因妙なり吾等凡夫一度南無妙法蓮華經と稱ふる時は所謂『如我等無意』即ち吾等凡夫即妙法蓮華經かり依て知ぬ我本行菩薩道とは之れ吾等妙法五字を唱ふる刹那かり五百塵点とは菩提樹下の釋尊成道の時なり

若し釋尊行化に約せば壽量顯說の刹那からずんば
あらず若し衆生の修行に約すれば唱顯の刹那に於
て五百塵點ならざるべからず

(三)約人 經に曰く『是好良藥今留在此』と此の
良藥とは無作三身の妙法蓮華經あり吾等衆生是れ
を信解してこの無作三身を体得す而も妙法蓮華經
は之れ五大を表示す然るに吾等十界の衆生亦五大
の所成にして吾等を離れて別に無作三身の妙法蓮
華經存するに非ず吾等凡夫の當体は之れ妙法蓮華
經にして其の体十方法界に週遍して物として我身
に非る事なしこれを覺るを本覺の如來と言ふ本覺
三身如來は之れ生滅の身に非ず本尊抄に曰く『佛
既に過去にも滅せず未來にも生せず所化以て同体
なり』と即ち知ぬ始覺即本覺の如來に於て生滅あ
るべからずと生滅無きの佛に始めを論すべからざ
るや論なし依て五百塵點とは非算の數を擧げて以
て無始を形容せるなり。

(四)約理 夫れ如來壽量品の一品に於て其の文上
文底所詮二義を成ずる事ある事なし然るに若し文

上能顯の三身其の壽ありとせば文底無作本覺の如
來と相即融通を論ずる事能ざるべし然れば則ち能
顯の三身に約して新成顯本を許すべからざるに至
り所顯の三身に於ては事成無作を顯し修因感果を
示す事能はざるべし而も文上五百塵點と説き文底
無作本覺ありと云はんには文意別にして永久に相
即を論ずる能はず五百塵點假立なりとせば文意一
往別なるか如しと雖も再往文意顯れ義を成する時
即ち二詮なきなり何となれば佛意無始久遠を説く
に在りと雖も且く伽耶始成の近情を破せんが爲に
五百塵點の切數を擧げ文始成を存するが如し然れ
共此の文意顯を終て無始久遠の一實義と成するな
り。

上來身の不學をも省ず自己の所信に隨てのみ書
き連ねたるを以て誤謬に誤謬を重ねたるか如きも
のゑるべきを信ず。此れ大方の高教を仰ぎて以て
後日の大成を期する所以なり。尙又此の五百塵點
假實の論は台當二家教學上の中心たり生命たり根
本問題たる顯本論に附隨して重要なる問題なるを

以て之れが研究に付ては吾宗諸先師の所説及び台
當異目等に付ても十分の研究を要す従て一紙半箋
の克く盡す所に非ざるが故に之れが研鑽は先達の
高教に従ひ以て他日に期せんと欲す。(なほり)

論妙法五字與 三大秘法係關

(承前)

藤田光肇

第貳節 本門の題目

題目とは二意あり 所謂正像と末法と也 正法
には天親菩薩龍樹菩薩題目を唱へさせ給ひしか
ども自行ばかりにしてさて止ぬ 像法には南岳
天台題目計り南無妙法蓮華經と唱へ給ひし自行
の爲にして廣く他の爲めに説かず是理行の題目
也 末法に入つて今日蓮が所唱題目は前代に異
り自行化他に亘りて南無妙法蓮華經なるべし名
体宗用教の五重玄の五字也 (縮二〇五三)
此れ吾人が三時の異相の章下に於て略説せるが

如く、龍樹等の如く『法華論』『大論』等を作りて、
題目を讚美したれども是れ文相のみなるべし。天
台傳教等、盛に法華經の幽玄なる妙義を談じたれ
ども但題目は實相の真理に至るの近道となし、其
立行たる但一心三觀を正行として、信心唱題の妙
行を奨めず。設ひ唱題の事ありしも自行ばかりに
して化他に出でず。何故に龍樹天親等天台傳教等
題目を自行計にして、廣く化他の爲めに説かざり
しかと云ふに、即ち

答此に二意あり一は時の至らざるが故に 二は
付囑に非るが故也凡妙法五字は末法流布の大白
法也 地涌千界の居士の付囑也 是故に南岳天
臺傳教等内に鑑て而末法の導師に讓之不二弘通
給也 (縮一〇〇〇)

此二意既に吾人が付囑の起盡三時の異相の章下
に於て述べたり。故に是れと對見して祖意の所存
窺ひ知るべし。而して末法に本化所弘の題目は釋
尊の因行果徳の二法を具足せる功德甚勝なるもの
にして是れ本門の題目の體相なるべし。

第三節 本門の戒壇

今や國民の思想混乱の極致に達し、信仰の皈着する所を知らず。而して思想の混乱を根治し信仰の統一を斷行すべく、將に新に建立せざるべからざるもの、即ち本門の戒壇也。

戒壇者王法寫佛法佛法合王法王臣一同に本門の三秘密の法を持て有徳王覺徳比丘の其乃往を移末法濁惡の未來時教宣並御教書を申し下して尋似靈山淨土にも最勝地可建立戒壇者歟可得時耳云々 (縮二〇五三)

天臺叡山の戒壇を理戒と云び、之に對して我宗の戒壇を事壇と云ふことは既に三秘形貌の章下に於て畧説せるが如しと雖、本宗の事壇中更に事と理の兩分別あるべし。即ち理壇とは理想的戒壇にして、即ち久遠劫來乃至盡未來際常住にして轉變せず、近くは靈山虛空二處三會より大聖人乃至我等信心の頭の内に築かるゝ内在的精神的道場也。事壇とは前述の内在的理想戒壇が宗團的國家的乃至世界的に現れたる、表現的具體的道場也。

此事壇の中に於て又分壇と満壇とを分別することある也。然らば満の事壇とは如何なるもの歟。

所引の『三秘抄』の即ち王法佛法に寫し佛法王法に合したる時建立せらるべきものにして、此戒壇は即ち三國並に一閻浮提の人、懺悔滅罪の戒法のみならず大梵天王帝釋等も來下して躡み給ふべきとは是也。分の事壇とは前述の如き満の事壇建立迄に個人的、部分的に建立せられたる事壇を云ふあり。經王所安の道場第草堂、皆是戒壇也。

されば我等居住して一乘を修行せん之處は何れの所にも候へ常寂光の都たるべし我等が弟子檀那とならん人は一步も行かずして天竺の靈山を見本有の寂光土へ晝夜に往復し給ふことうれしとも申すばかり無し (縮八四二)

是れ正しく事の分壇を説き給ひし祖文と見へたり。依つて以て祖意を窺ふに足らん。

而して前所引『三秘抄』に顯れたる『王法佛法に寫し佛法王法に合して乃至最勝の地を尋ねて戒壇を建立すべきもの也』の御文は、正しく是れ満の

事擅を示されたるもの也。時を待つべきのみ、實に弟子擅那等異體同心にして、正法の宣傳に努め、所謂一天四海皆歸妙法の春の來るを待つべきもの也

日本國一同に爲_二日蓮_一が弟子擅那一我弟子等の出家は爲_二主上上室の師一在家は列_二左右の臣下一將又一閻浮提一同に皆仰_二此法門一 (縮一七一四)

是れ滿の事擅を成就せし有様を、予言せられたる文也。而して『如說修行抄』の『天下萬民諸乘一佛乘とあつて、乃至 現世安穩の証文疑ひあるべからざるもの也』の御文は即ち妙戒建立の時代に於ける娑婆即寂光の理想境を示せるもの也。

然るに此本門の大戒擅成就の如きは固より空前絶後の一大事業にして、實に宗教的大偉人の手腕を要す。即ち再出の本化大士に待たざるべからずと雖、我等弟子擅那たるもの須く其先驅として奮發勉勵異體同心にして宗風を扇揚し、本門築檀の時を期し世界王民をして真に娑婆即寂光の法雨に浴せしむ。是れ吾宗の所期也。而して最終の目的にてある也。

第四章 末法の機根

第壹節 鑑機の必要

機根とは總しては、一切衆生の根性を指し、別しては教を受け、又は受けんとするもの、個性を云ふ也。

機者佛教を弘めん人は必ず機根を知るべし

(縮四二五)

と宣へり。然るに衆生の機類萬差なれば釋尊は其度すべき所に隨つて爲に種々の法を説き給へり所謂五時八教、八万四千の法門也。故に佛滅後に於て教を弘め群生を救はんとするものは須く機根を判し知るべき也。故に吾祖五綱の中、第二に機根を立て通して滅後の機を判し別して末法今時の衆生は獨り法花經本門の肝心に依るべき機根なれば今末法に入りぬれば餘經も法華經も詮なし、但南無妙法蓮華經あるべし (縮一七一七)

と宣へり而して鑑機上在滅傍正を論すれば在世は傍にして滅後は殊に末法が正意にてある也。

第二節 滅後の機根

滅後の機根に二類あるべし、所謂一は本已有善にして二は本未有善也。

本已有善の機とは本既に根本善の佛種あれば、重ねて聽聞して習熟或は解脫すべき機也。其習熟の機を熟益の機と云ひ、解脫の機を脱益の機と云ふ。熟脱の異りありと雖、其根本善たる佛種の存する点は一也同也

本未有善の機とは根本善の佛種あらざる機也。故に新に佛の種子を入識の心田へ下さざる可らざる機根あり。是即下種の機にして、前者を清善の機と云ふに對して是れを濁惡の機と稱するなり。

今正像末の三時、及能破の教法に配辨するに、正像二千年間の機類は、多くは佛在世に於て聞法下種せし輩、即ち本已有善者あるが故に、大小乗教に依つて、薰習練熟し、或は解脫証果する機類あり。就中正法の機類は心病輕きが故に能破の教は小乘權教の凡藥にて可あるべく又自ら脱益の者

多きなり。像法の機類は心病稍重きが故に、能破の教は、法華迹門の大藥を要すべく、又自ら熟益のもの多きなり。末法の機類は、佛滅を距ること二千年、佛法全 其眞實を失ふ時にして、衆生殆んど佛性を汚穢し、心病最重にして、即ち本未有善の輩ある故に、能破の教は最上の良藥たる、法華本門唯一純圓一實の妙法蓮華經を要すべく、之に依て下種結緣する機類也。

弘教の方軌を云はば攝折二門の内、正像の機類は攝受の順化なり。是れ清善の機あるが故なり。末法の機類は濁惡の機なれば折伏逆化の機なるべし。導師に就いて云はば攝受の順化には、龍樹、天親、天臺、傳教、等にして、末法の逆化折伏立教の導師は本化上行の日蓮大聖人其人なるべし。これは之れ前述題目三時の異相、付囑の起盡の章及本門題目の躰相を明すの章と對見して明かなり。

第參節 本化出現後に於ける末法の機根

末法の機根を細判せんに、概して本未有善と云ふは且く本化開宗以前に約するの大判にして、本

化一度び出でて、下種結縁し給ひし後は、本已有善者、日々に増加すべきなり、されば更に末法の機を細判するの必要生するなり、故に細判を下して多分は逆縁ありと雖、少分は順縁あり。即ち不信謗法の徒は、概して逆縁にして、隨順歸依の僧俗は順縁なり、謗法の徒は、所謂毒鼓結縁の徒あり。謗に因て惡に隨ず、必ず由つて益を得るとは是なり。

又順縁に上中下の三根あるべし。即ち上根とは修三學の徒にして、中根とは五種修業の徒、下根とは但信無解の徒を云ふ也。上中の二根は慧を以て信を助く。末代の上根は、尙上世の下根に及ばず、況んや下根をや、故に但信を以て慧に代ふのみ。正直に方便權教を捨て、壽量の肝心たる妙法五字を唱ふ者は、是れ即其當體蓮花の佛にてある也。故に題目の五字のみ、是れ末法の詮なること、『御義口傳』等の所明に依つて祖文瞭々たり。須く知るべし、末代の衆生は、若は信にもあれ、若は謗にもあれ、俱に妙法五字の題目を離ては、

設ひ壽量に於けるも、尙無益あり。況や其餘をや、故に二十八品總て題目を結て、方に末法弘通の要法ありとす。

故に末代の衆生は、利鈍順逆を簡はず、一同に妙法五字に依つて、以て得益する機なること知るべき也。

第五章 五字と三秘との交渉

第一節 教道の一途に依る三秘

上來述せる所の三大秘法あるものを、一言にして達意的に言ひ顯す時は、即ち

本門の本尊とは塵点劫より己來此土有緣深厚本有無作三身教主釋尊是也。

本門の題目とは、四海一同に壽量の肝心たる、南無妙法蓮花經の五字、七字の題目を唱へ奉る是也。

本門の戒壇とは、王法佛法に寫し、佛法王法に合して、王臣一同に三秘密の法を持つて、有徳主覽德比丘の乃往を末法濁惡の未來に移さん時、鳳詔有て、靈山淨土に似たらん、最勝の地を擇て、

當に此戒壇を建立すべき也。

是れ未だ顯露教道の一途なるのみにして、是れ文義意の中には、但文相なるのみ。次節に往ひて更に説く所あるべし。

第二節 護道の實義に依る三秘

若し上來所述の三秘を、本化別頭の深秘の義に逗會する時は、其所論の一重立到りたることを知るべし。

所持の法は妙法蓮花名は即體也。體は即名也。文にして文にあらず。義にして義にあらず。三千の諸法、一言を以て之を蔽ふ。能持の人は、無作三身當體蓮花本有尊形是也。其人所持の處即常寂光土、本有の戒壇、又是れ入曼荼羅なるもの也。須く知るべし、三秘は只是一體の三名あることを。解し易からしめんが爲に唯一體の妙法五字を開して、以て三秘を明し給ふなるべし。此の意を得て言ふ時は、則ち題目即戒壇即本尊也。只是れ一法の異名にてある也。

故に三秘と妙法五字とは開合卷舒の異りあるの

み。法體は不變あること知るべし。

夫れ一言の妙法は、心想を絶す。此法は示すべからず。言辭の相寂滅せり。衆生をして、此妙に入らしめんと欲するが故に三秘を開説せられし也。

第六章 機根と五字及三秘

末法今時の機根は、衆生の心病甚重かるが故に、小乘權教及門迹等の凡藥を以ては、到底平癒せしむること不可能也。加之龍樹天親等の藪醫者、又は天臺傳教等の漢方醫が診察されば之れ果して當れりと云ふべからず。若し内鑑に就て診察等を得たりと雖、稱前迹門等の所謂藥舖の棚ざらしの凡藥を服して、何の効能かあるべきぞ。

須く最重患の病者は、本門の肝心妙法五字の、色香美味皆悉具足の大良藥にあらずんば治する事能はざる也。例せば醫者は、新教育を受けたる洋行販りのドルトル博士にして、診察は最新式の器械を應用し、藥は歐米新流行の大良藥なる如く、導師は時機相應上行の再誕、宗義は、本化別頭の教觀、

法は八万四千の法門の精粹、一部八卷の肝心たる妙法五字也。

末代の上根は尙上世の下根に及ばず、故に末法今時は一同に下根なるべし。教彌實なれば位彌下る、最下根を利益すること今典の正意也。

三祕抄の此法門は義を案じ、理を詳かにせよとの御指南に準じて、祖意の所在を案ずるに、本門壽量の肝心たる妙法五字を開して、以て末代の順機の爲に與へ、又此三祕を合して一丸となして、末代の逆機の爲に投じ給ふこと知るべし。三祕既に前述の如く、五字と同一體の三方面なる上は、五字と同じく、末法の當機に適應せること論を俟たず。

只開して順機に向ふと、合して逆機に當るとの謂のみ。

(人) 結 論

上來所述概略妙法五字と三大祕法との關係を論じ畢ぬ。例を以て重ねて結論となさば吾學院の學

院長猊下に寄せて、之を見ん。日蓮宗管長小泉日慈猊下、身延山法主小泉大僧正、日蓮宗大學、又は祖山學院の學長たる小泉日慈猊下等と云へるが如く、其一つの小泉大僧正を管長と見、法主と稱し又は學長と云ふ、然りと雖所觀の猊下其人は唯一なるが如く、唯一の妙法五字を所觀の妙境則ち客觀的信仰の對象と見ては本尊と云ひ、能觀の妙智則ち主觀的内容或は發作ある行法と見たる場合は題目、境智寫合の場所にして、政教一致の靈府也と見る時は、戒檀とありて顯るゝなり、然れども三祕は本來唯一法の開出あるのみ。

説去説來、無量無邊、諸佛神力を以て説くとも盡すこと能はじ、然れども還つて本源を見れば、一言の妙法は由來變せず、法界森羅、本と自ら妙法にてある也。

眞實也甚深也。唯信得すべく、識得すべからざる也。

合掌 南無妙法蓮華經

觀心本尊鈔堯記

大野堯師作

今書は前號所載の『遠記』と共に予の所藏に係り、小西某能化の古寫本也。而して兩書本來内外題を缺く。其の前掲を『題目抄遠記』に簡んで『本尊抄遠記』(冊畧七(三七ウ末には古義或は古記を呼び扶老六三には遠)として擧げ略要には遠師抄又は遠抄之師抄、遠師記と稱せり)と名づけ、今書を『本尊抄堯記』と呼べるものは全く予の私稱也。猶他に別本無之が爲め殆んど校訂を缺きたるは、予の特に遺憾とする所也。讀者諸賢諒焉。(素恩日信) 奥書ニ云ク文永十年太歲 卯月二十五日己上 私ニ云ク文永八年辛未 五十歲ニシテ 十月廿八日ニ佐渡ノ國ニ御到着四箇年ノ御在嶋 文永十一年己戌 三月二十六日ニ鎌倉ニ御歸着也 如ニ註讀讀等ニ 然レバ者於ニ佐渡ニ五十二歲ノ御撰述也

録内第卅九ノ卷廿八紙得意抄ニ云ク富木殿事 教信ノ御房 觀心本尊抄乃至可有ニ御教訓 己上拜合富木殿委細ニ御傳受之事此ノ御文体ニ分明也 中山ニ整足ノ二字ヲ軌

横ト習ル、由在ニ柄師本迹問答抄ニ私ニ云ク文永年中ト、者文永ハ終ル千十一年ニ此ノ年三月二十六日ニ鎌倉ニ御歸着ナリ同五月十二日ニ鎌倉ヲ御進發十六日ニ延山御到着也富木殿若シ御歸倉ノ之後ノ直授ナラバ彼ノ年ノ四月歟或ハ傳受ノ御筆記ハ從ニ佐渡ニ被レ進セ歟御文体可シ案ス云云 又得意抄ハ年號未詳ノ御書也略傳ニ云ク文体弘安中歟云云 健抄ニ云ク是ハ富木常忍ノ御給リ也身延使シ玉フ也略抄 又録外十五ノ卷四菩薩造立抄富木殿返事云ク太田方ノ人々一向迷門ニ得道アルベカラズト 乃至人々ニモ披露アルベキ者也云々 全文拜合是ハ弘安二年ノ御書也云々 私ニ案スルニ此ノ中ニハ其ノ聞ヘ候トフゾバシ 得意抄ニハ抑モ今ノ御狀ニ云ク教信ノ御房就ニ觀心本尊抄ニ等トナソバセリ 恐クハ但風聞ヲキコシメシテ造立抄ニ仰セ遣ハサレシニ依テ富木殿重テ其ノ由ヲ申サレタル 時得意抄ヲ被レ進故ニ今ノ御狀トアソバズ 歟ヤ然ハ弘安二年ノ御書ニシテ前後異ト可レ存歟 録外第三ノ送狀土紙ウ 此ノ御書在ニ中山ニ也 同年同月ニシテ本書ハ二十五日送狀ハ二十六日最モ御添狀同時ニ富木殿ニ給ル本書ト見ヘタリ然ルニ遠師ノ書ニ給ニ與ヘシタマフ 千太田入道殿等ニ御書也或義ニ云富木殿ニ給ト私ニ云ク恐ハ非ズ添

狀ノ趣ニ不審ナリ已上此ノ御不審如何私云富木殿太田殿等ノ中ニ惣テ給_レ御本意歟其ノ中ニ別テ富木殿ハ既ニ御返書ニ添テ遣當人ナル故ニ文言ニハ唯當人計リテソバズ然ハ給與ニ有_二通別一別ハ富木殿給_レ故ニ御傳授_モ富木殿ニテ御正本_モ在_二中山ニ留_レ置_クト可_レ存也 錄外第三ノ卷ニ得意抄ト題シテ有_二五段ノ科文_一又ハ號ニ文段抄ト古師皆云_二宗祖ノ御直科ト遠抄ト評シテ云ク委ク見_レルニ之疎略甚_ク多シ不審更ニ不_レ散_セ會見_ルニ中山ノ一書ヲ云ク中山日祐聖人ノ製作ト云々 明ニ知_ヌ非_ニ大聖人ノ御親書_一等云々同致抄ニ云ク日祐ノ筆也云々 私ニ云ク古來當抄ノ五箇八箇ノ傳ヘ者彼ノ五段ノ大意ヲ傳授ス自門他流共ニ然カ也爾_レハ自_レ分_レノ得意ハ遠師ノ自科ニ從_レ若及ニテハ自他論場一者可_レ從_レ古來ノ五科ニ也云々 問日常師ノ見聞ニ云ク此抄大段在_レ五此ノ文段本書俱ニ整足シテ賜_ニ常忍_一ニ云々若_シ爾_ラハ彼ノ五科宗祖ノ真撰ナルヲ無_レ疑答此ノ見聞亦不_レ審甚_ク多シ恐_ハ非_ニ常師ノ書_一且ク出_サン一二_ニ者初_ニハ云_テ此ノ抄ハ者自_ニ佐州_一賜_レ教信_上而_レ至_レテ下_ニ文段本書俱_ニ賜_ニ常忍_一是_一 又_タ中山ノ正本ノ題ニ有_二三五百歲_一而_モ此ノ見聞ニハ依_レ後五ノ本_一是_一 同致抄ニ云ク日祐ノ文段

有_二不審_一云々

顯號ノ事

余於_ニ大野山_一見_ル延山ノ日意師ノ抄ヲ具_ニ有_二古來ノ七種ノ點_一又_タ健抄 栖抄等_ニ有_二異點_一料簡_一云々 今先依_テ遠抄_ニ了_二三題旨_一畢_テ次_ニ可_レ示_レ點_後五百歲始_ト者後ノ字中山ノ御本_ニ有_二五ノ字_一料_ニ簡_{スル}之_一古來ノ義_ニ云_ク上ノ五ノ字亦_タ指_ニ第五_一故_ニ意_ロ與_ニ後ノ字_一同_ジ云々 遠師ノ抄ニ料_ニ簡_ス之_一在_見私_ニ云_ク是_レ惣_シ舉_ニ五_一五_一五_一云_二三五ノ五百_一之義也若爾者始_ト字未_タ穩_ラ何_ト者其ノ五箇ノ中_ニ宗祖ノ始弘ハ豈_ニ非_ニ第五_一乎故_ニ應_ニ直_一指_ニ第五_一何_ト惣_シテ舉_下ハ_ンヤ若_シ云_ハ先_レ舉_ニ五箇_一而_レ其ノ中_ノ第五_ニ始弘_ノ意_上者豈_ニ非_ニ題意煩_キ乎_一是_一 又_タ若_シ約_シテ五箇_ニ論_{スル}則_ハ前_ノ四箇ヲ爲_ニ末法_ノ之_一時_ト應_レ以_ニ第五_一惣_シテ爲_ニ於弘_上其_ノ第五_ノ中_ノ前後_ニ遲速_ハ不_レ同_レ論_レ之_一若_シ委_ク論_ハ年數_一則_ハ應_レ於_ニ末法_ノ中_ニ猶舉_一一百二十年ノ未弘_時今_既約_ニ五箇_一大綱分判_ニ何_ト與_ニ二年數細分之言_一同_シ乎_ニ是_一 又_タ引_ニ用_シタ_マフ_下ノ文_ノ正像_ニ二千年未有_レ末法始現_等ヲ云々是_レ未始相對_ノ之_一意_ハ誠_ニ可_レ信用_一其_ノ年限_ノ者_ニ是_一亦_三時大分_ノ之_一配屬_{ナリ}恐_ハ非_ニ

潤色一思レ之問若爾者題旨ハ如何 答上ノ五ハ惣シテ
指シ第五箇下ノ五ハ別シテ指シ第五ヲ謂五箇之中ノ後ノ
五ノ意也 問何シテ不直ニ云ニ後五ト乎 答五百ニ有リ
單複一毘尼母論ハ約シ單ニ大集經ハ約シ複然ニ後五ノ言ハ
者亦通ズ單ノ五一故ニ記ノ一ニ云ク言後五百歳者毘尼母
論ニハ直ニ列ニ五百ヲ乃至 言ハ後五百ト最後ノ五百耳已上
今ハ分明ニ題下依テ大集經ニ於ニ五箇ノ中ニ指シ後五百ヲ故
ニ云ニ五百ト耳古來上ノ五ヲ指シ第五ト者不同也次ニ始
ノ字ノ意ハ遠師ノ抄所引ノ下文ノ未現相對ノ意最モ是
レ可シ爾古師亦存ニ此義ヲ故ニ日常抄ニ云ク此ノ始字 御
本尊ノ未曾有ノ未ト習ヒ合ル也 私ニ謂ク龍師ノ云ニル中山ノ
祕書ト等ニ者恐ハ依テ此書ニ但ニ指シテ未有始有相對ノ之
邊ヲ稱歎セル歎又々下文ニ述門ハ以テ末法ノ始ヲ爲ニ正之
中ノ正ト本門ハ以テ末法之初ヲ爲ニ正機ト略抄 私ニ云ク若シ
依ニ此ノ始初ノ二字ニ者或ハ可レ存約シ時指シ第五ノ始ト
歎是レ雖モ有ニ一意ニ而猶未レ及ニ遠師ノ未弘始弘相對ノ
之義味ノ之深ニ也 次ニ觀心本尊抄抄者遠師ノ抄ニ本尊ニ
四種ノ與廢有リ往見初ハ者約ニト小乘ニニ者權大迹門天
臺等上ノ第四ハ者約ニ觀心ニ私曰是以ニ觀心ノ二字ヲ爲ニ能

簡ノ言ト誠ニ以テ可レ信ス若爾者古來ノ七種ノ點無キ所詮
一歎但任ニテ遠師ノ意ニ點レ之ヲ五ノ五百歳ニ始ル觀心ノ之本
尊抄ト讀ムベシ云々 又私ニ解ス五ノ二字ノ取リ様ハ遠師ノ
抄ト且 異義ヲ存ル點無ニ不同之レ云々 句上面畢ス問觀心
ト者其觀體ハ如何 答當家ノ御所立ノ之事ノ一念三千ノ
之觀也 問其ノ事ト名ヲ給フ御本意如何 答遠師ノ抄ノ
意ニ觀ニ本性理具ノ三千具己心ニ之相ト是ヲ名ケ台家ノ
理觀ト觀下緣起羅列ノ三千具自心ニ之相ト是ヲ名ケ當家
之事觀ト而モ互ニ有ニ表裏傍正一故ニ云フ迹面本裏本面
迹裏ト既止觀ノ大旨爲レテ釋云ニ但觀理具任運攝得等ト
故ニ天台ノ理具ノ三千ヲ本面ト緣起ノ三千ヲ傍裏ト云々
私ニ案スルニ迹門ニ世間相常住談シ常自寂滅相ト談スレモ
但約ニ理性ニ一邊ニシテ有情一世間等ノ成住壞空ト轉變ハ
皆同ニス阿含俱舍論ニ三反淨土等アレドモ悉ク無常ノ土ノ故ニ
暫ク化現給フ而已 實ニ非ニ顯現事相常住トハ也是ノ故ニ
配シテ立ニ不變眞如ト若シ其ノ本門ハ無始本成ヨリ已來タ三
災四切ト轉變ヲ離シテ大火所燒時我淨土不毀常在靈鷲
山ナレバ是レヲ配シテ名ニ隨緣事相常住ト下文ニ云十六大自
寂滅道場乃至三種世間也文往拜 故ニ本門未顯ノ時キ迹

機ノ手前ニハ世間相常住ト云トモ但理性ノ一邊ノ觀見ノ常
住計リテ依正ノ當體ハ實ニ劫末大火所燒ノ無常ノ法也本
門顯レテ見レハ小乘迹門ニ燒滅スト云ヘトモ依正ニ法佛界衆
生界共ニ終ニ燒タル事無レ之常恒不滅是ヲ本門事相隨
緣ノ現顯ノ之常住ト名ク此ノ事相歷然常住ノ十界互具ノ
法ヲ己心ニ備足ト信解スル故ニ所具ノ十界ヲ事ノ一念三千
ト名ク此ノ事相常住ノ十界事相ニ圖シ示ス故ニ亦タ名ク事ノ
一念三千ノ本尊ト此ノ事相ノ十界所含ノ事相ノ五字ヲ事
相ニ口唱スル故ニ亦名ク事ノ一念三千ノ行ト爾レハ所具所尊
所行悉ク事相也而モ名ク爾コトハ觀心ト者末代ノ我等十界
互具ノ相ヲ了知スルコト本具緣起俱ニ分絶タルト云ヘトモ自他ノ
面ノ上ニ見ユル所ノ喜嗔貪癡等ノ相ニ寄セ及ビ石中ノ之火木
中ノ之華并ニ龍水ノ火等ニ寄テ強ク令レム信レ之ヲ即チ以ニ
此ノ信ヲ一代ヲ慧ニ我等ガ上ノ名ニ觀心ト給ヘリ如クニ天台所
立ノ三千諸法己心ニ具スル相ヲ觀達了悟セヨト非ニ正意ニハ
下ノ文中ニ觀心ト者觀シテ我已心ヲ見ル十法界一等遊トモ
是ハ准シテ本法一書キ給ヘル聖言ニシテ實ニ我等ガ上ニ令レテ用ヒ
給フ時ハ觀字ヲ信ト可ニ心得一也下ノ文ニ觀見ノ事相ヲ擧テ
信セヨ之遊ハス御本意能々可レ勘フ者也又非ニレトモ今ノ所

論ニ因テ云者迹門ノ上ニテ諸法實相ノ悟解リ開レバ無作三
身ナレドモ本門不顯己前ハ但約ニ理體無作ニ本門ノ過去
塵劫已來常住不滅ノ三身ノ說顯レテ後寄テ之ニ彼ノ無始
本覺本有無作ノ三身ヲ信スル證據トスル故ニ別シテ本門ヲ
作ノ三身ト稱美シ給ワト可ニ心得一也云々所詮如ニ遠抄ノ
所觀ノ三千ノ理具緣起約シテ台當兩家ノ理事ノ二字ヲ立
テバ縱ハ當家ノ意緣起ノ事法ヲ己心ニ具スト觀所觀ノ三
千コソ羅列ノ事ナシ具相ヲ觀達スル能觀ノ行者ノ手前ハ四性
巨得等ノ推見有テ實ニ台家ノ理行ト不同不レ可有レ之堪
ヘシ者ハ不レ知如ニ我等ガ上ニハ分ニ絶御弘通也遠抄ノ趣
キ甚以疑懷難レ散故ニ煩ク伸テ私解ヲ又々止觀ヲ引用シ給
ヘドモ如クク彼ノ理觀ヲ修セヨト非ニ聖意ニハ但具ニ三千ノ法相ヲ
示シテ顯シ給フ我等ガ上ニハ信心ゾト可レ存ス御書如シ是下ノ
文ニ云ク事行ノ南無妙法蓮華經已上又不變隨緣ヲ二門ニ
配シ給フ事名目ハ台家ニ同ケレドモ不變ノ體不同ナリ台家ノ
二名ハ但迹土ノ上ノ常途ノ本理也當家ハ本成已來常住
不滅ノ現顯ノ事相ノ常住ノ處指シテ爲ニ本門ノ隨緣常
住ト故ニ台家ノ俗諦常住ハ畢竟墮シ理常ニ實ニ依正ノ二法
ノ沙汰ハ同シ小乘成壞等ノ說ニ有情非情無始已來幾度

燒盡セリ本門ハ過去遠々劫己 來キラリト不燒常住ナリ是

本門直機之見也云々 遠抄不審ノ問フ四重ノ本尊ノ中

第二四ハ是レ當家ノ御所立ナリ能ク分レ別之ヲ不同如

何答先三箇ノ四法ノ中ノ本門ノ本尊ト者他宗ノ彌陀藥

師等ノ他土教主尊崇シ自土ノ教主ヲ輕蔑スルニ對シテ釋尊ヲ

爲ニ本尊ト其ノ上ニ台家ニ或ハ用ニレドモ釋尊ヲ面ニトシテ於述佛

尊故別シテ而本門之言加ヘタマヘリ 次題目戒檀ノ二法

例シテ可レ知レ之ヲ惣對スルト諸宗ニ別シテ對ルト台家ニ分別

有レ之是レ猶ヲ教相也觀心ノ本尊ト者行者ノ念体ノ妙法

本地所証ノ妙法ヲ中尊トスル 故ニ別シテ首題中尊トスルヲ觀

心ノ本尊ト名ク然レ脇士之釋尊四菩薩皆ナ是取レ本ヲ

故ニ彼ノ三箇ノ中ノ本門ノ本尊ハ此ノ觀心本尊ノ中ニ攝レリ

爾レハ御本意ハ在ニ觀心本尊ニ通別傍正能ク可シ工夫ス御

化導記下^{四十二ウ}見^往自行化他トモニ觀心之本尊ヲ御本意トシ

給フ事道理並ニ依テ化導記ニ可レ知ル之ヲ然ハ當御書於ニテ

當家ニ説己心中之止觀ト可ニ存シ置ク也

本朝沙門ト者栖抄ニ云ク本朝沙門ト者佐渡己後ノ御

書也佐渡己前ノ御書ニハ根本大師門人ト有云々

私科 遠師ノ科ノ外ニ大段三分ニノ心得度キ事也 又前ノ三段序正流通ニ疑メ可ニ心得一歟

初惣シテ叙三觀本尊所依ノ文ノ出處ヲ

本文大分三… 第三問曰出處下正釋ニ(初觀心

第三不識一念三千下舉大悲一結勸信行

摩訶止觀第五云ト者 當家判ニ止觀ニ有ニ與奪ノ二

意ニ一者第三十卷十章抄云本意ヨリ方便マテ乃至一念三

千此 始マル己上私謂ク開目抄ノ意述門本成始ナ不

レ談故根ナシ草ノ如シ水中ノ月ノ如トアソハサルモ 又止觀一部ノ

中ニ於テ相對スルハ前ノ六重ノ中ニハ不レ云ニ一念三千ヲ至テ

第七ノ正觀ニ正明三千一是ヲ配シ述本ニ且ク與テ評シ給フ

時第七ノ正修ノ下ハ本門ト判シ給フ可レ存也二者第卅八

卷立正觀云止觀一部ハ似ニ迹門ノ分齋ニ若シ奪論レ之者

爾前ノ權大乘別教ノ分齋也己上私ニ云ク是ハ三千互具ニ

談ズレトモ但約ニシテ理性ニ未レ顯ニ本門ノ事常ヲ故ニ奪テ別門ト

判シ給フ歟今ノ文ハ與意ニ約シテ引用シ約フ聖意ニシテ十章抄

ノ意ト可レ存歟然レ彼ノ理觀ヲ用ヒヨトニハアラズ 但本法相ヲ

信スル 依文判義ノ意也

註世間ノ與如是一也開合異也ト者遠抄ニ云ク問何カ

故於レ此以レ註ラ標レル之ヲ耶乃至一開合異也乃至開合

反^レ之恐^ク誤^レ已上界抄止觀隨問 五十三云^ク問上、
開釋ノ中ニハ既ニ云界ニ世間ヲ具シ世間ニ具^レ如^ク乃至私ニ謂
恐ハ是^レ既ニ三世間各具二十如^ク乃至況^キ宗祖正^ク依^レ此ノ
義ニ吾^レ輩ヲ慎^テ正^ク可^レ用^ニ此義^ヲ莫^レ依^レ餘義ニ云々今
遠抄ニ宗祖ハ依^レ此ノ一義ニ者隨同所出之第二ノ義
也往見私ニ云^ク宗祖ノ此ノ註ヲ設^ケ給^フ事^ハ御所引^ノ之文、
中ニ但云^ニ三千世間ト^ト不^ニ別^ニ舉^ニ二十如^ク故^ニ初學^ノ徒十
如是文ニ無^ト可疑^フ故^ニ預^テ註^シ疑^ヲ釋^シ給^{ヘリ}謂^ク世間ト
十如^ト其体本一ナリ然^ルニ世間ト如是^ト二箇ニ立^テ或^ハ以
如^ク合^ニ世間或^ハ以^ニ世間ニ合^ルハ如^ニ皆法相開合之異
也今ノ文ニ云^ニ三千世間ト^ト者三ハ是世間數千ハ是^レ如^ク數
而結^シ世間云^ハ以^レ如^ク合^ニ世間ニ法相之邊^ハ約^ニ二十
如此ノ文ノ中ニ無^ト不^レ可^レ存^ス釋疑ノ註也若^ク此ノ所引
ノ文ニ縱^ニ三千如^ク結^ス當^ノ文ノ上ニ亦世門無^レ之故^ニ此註
ハ可^レ有^レ之也故^ニ開合ノ指南及^ビ註文本意遠抄ハ難^レ信
又隨文所出ノ二義之中ニ今ノ註文ハ義体分齊^ハ彼ノ初義
ニ同^ク今但當^ノ文ノ上ノ疑^ヲ釋^シ彼ハ開結ニ釋^ノ之異^ヲ會^ス
故^ニ義^ノ之所用^ノ之意不同^{ナリ}思^ヘ之^ヲ 問止觀ノ本文ニハ
隨問所出ノ二義孰^レ親^キ乎 答如^ニ隨問所判^ノ十如結

成之一義上ノ開釋之次第相應スル也宗祖今若^シ具^ニ出
シ開結ノ二釋ヲ其ノ二釋ノ異^ヲ會^テ合^シ給^ハ如^ク結^ノ一義^ヲ用^ヒ
給^ベ既^ニ開釋ノ文ヲ出^シ給^ハズ何^レ不^レ出^ノ文^ヲ異^ラ會^シト^キ此ノ
註^ク設^ケ給^ハ乎遠抄ハ難^レ信又凡開合ノ異^ト者諸文例^ヲ
案^ニ互通縱客之語也今何古來二義ノ中如結之一義ニ
落居^セト開合異之寬漫ノ言用^ヒ給^ハ乎思^レ之^ヲ又隨問
二義ノ評ノ中ニ猶有^リ未詳^ノ之事^ハ強^ク非^ズ今ノ所論^ニ故^ニ
畧^ス之^ヲ 問云^ニ玄義明一念三千名目等^ト者 此下料
簡三部ノ有無ニ二初粗料ニ簡之ニ疑^日ノ下ハ重^テ料簡
云々 私^ニ案^ル北峯教義ニ三千名目三部出不^レ之料簡
有^レ之今ノ御料簡但彼ノ如^キ歟有^ニ不^レ同^ニ歟工夫^ハ彼
ハ一往^ニ玄文不出止觀正出^ト究^テ終^ニ記^ノ四ノ文^ニ依^テ不^レ
出^ニ玄^ト文^トニ意^ハ前ノ二部ニ三千有^レ之^ト落居^今御
文体ハ三千ハ天台獨立^ノ法^ナレト^モ玄文ニハ猶秘^シテ不^レ出^レ
伸^レ之^ヲ止觀ノ中ニ於^テ前ノ六重不^レ宣^レ之^レ況^ヤ他宗乎^ラヤ
ト究^テ下^ニ之^ヲ智者己下ノ出^シテ文天台ノ末學^ヲ破^シ給^ハト
御本意歟 問云止觀一二三四等ノ者錄內十三一代
大意抄^{十九}紙 故至止觀正明觀法^ト者 弘五^中卷^{十三}
也私^ニ謂^ク弘決ノ現文并^ニ搜要記ハ明^ニ對^シテ餘部^ニ止觀^ノ

一部ヲ惣シテ正明三千云ニ親シ而モ是故前六皆屬於解之類文ヲ以テ料簡スルニ惣指ストモ止觀ヲ意ハ止觀ノ中ニ於テモ亦簡第七正修取事ト分明故究テ約シテ文ノ極意ニ御引用有歟次上ノ并未云等之文本文ニハ不レ出ニ立文ニ部ニ但出ニ小止觀等ノ心觀部ヲ指シテ彼云レリ并然トモ心觀ノ餘部ニサヘ無シ立文ニ部ノ經釋ノ部無事ハ勿論ナル故今約文意ニ立文不レ出ノ證ニ並未云クノ文ヲ出シ給ヘリ例知メ今ノ文モ現文ハ惣テ一部指ストモ正明ヲ別シテ約テ意ニ正修ノ下ヲ正明引ケ用ヒ給フ可レ存歟爾至字正觀法ノ句ニ冠讀現文ハ一部正明ノ意第七章指スト可レ存必シモ至字下ノ句ニ冠スレハトテ第七章指シ義トハ不レ可レ思也

疑曰立義第二云ト者自是下ハ重テ委シク料簡スルニ二初立文ニハ問止觀下ハ止觀ノ章也如是重々ニ有ニ料簡一事ハ大師獨立ノ法門ナレトモ餘部及前章ニハ秘シテ宣給ハスト究テ彼ノ末學ヲ破シ令ニ我レト等ニシカラ給フ也聖意可ニ勘信一問初重ニ何關レ答ヲ給乎答義云々私謂ク今ハ三千ノ名目ノ有無ヲ論ス何ゾ相似之千如文ヲ輕ク深秘ノ三千ニ混同シテ問乎會スルニ不レ足關シ給フ聖意歟然ハ止觀

ハ正觀ノ部ナレハ初卷ヨリ可レ明メ次ノ問起ル次第也問曰正觀前ノ四卷ト者異本無シ卷ノ字依テ之ニ古義ニ云ク止問レ卷ヲ今除テ大意釋名ヲ問ニ前四章ヲ等云々私謂縱ヒ無トモ卷ノ字問ニ前卷ヲ問ハ前卷ノ有無ヲ惣シテ前章ハ六重ノ有無也古義ハ不レ可用フ答弘決第五云若望正觀ト者第五卷ニ紙一請尋續者心無異緣ト者隨問ノ意破ニ澄觀一云々曾聽クニ寬師ノ說云決主恐ニ同寬師ノ非解ニ誠ニ自家ノ末弟ヲ文也云々一代大意抄^{十九}ウ寬師解能ク稱ヘリ聖意ニ一夫智者弘法三十年ト者私ニ謂ク此ノ中ニ歎シテ三千ハ者是レ大師獨立ナルヲ以テ破ニ彼ノ末學ニ初歎二千如猶是レ他家ノ未弘ムルヲ一ニ無慕ノ下ハ正歎ニ三千ヲ破ニス末學ノ非ヲ云々三十二年二十九年之間者一代ノ弘法ヲ三十年ト取テ其ノ中ニ止觀ノ三千ノ說ヲ最後年トシテ前二十九年立文等ノ千如ノ說ト配屬シ給ヘル御文体也健抄等ニ此ノ段ノ中ニ三千ヲモ入ル指南ハ非ニ此文旨ニ況ヤ三十年二十九年異說擧テマツト得タリ甚タ不審ナリ或人云大師ノ自解佛乘二十三止觀ハ五十七歲其ノ初後三十五年也今ハ約シテ滿三二十年ト遊歎余同レ之問此段中ニ攝スル三千ヲ有ニ何失一歟答一者下ノ料簡ニ千

如ト三千ト情非情通局不同今既ニ云ニ立文百界千如
ト何シテ漫リニ攝ニ三千ヲ況ヤ二十九ノ文旨除ニ後説ノ止
觀ヲ給事分明也二者一代大意抄ニ云天台大師乃至此
法門計ニテ御座ス也十九紙ヲ答ノ下往見此文今ノ初段ト同ジ故ニレ
攝ニ三千ヲ也一前五百年之間ノ者餘ノ御書ニ云ク佛滅
後千五百ニ大師出世弘法ト云々今ノ文ノ五百余年ハ像
法ノ初ヲ舉テ康土ノ人師ノ未弘ヲ顯シ下ノ天竺ノ論師ハ舉ニテ
土名ヲ廣ク正法ノ彼土ノ未弘ヲ顯シ給フ歟次ノ文ニ天竺ノ
大論ハ惣シテ指テ諸論ヲ別シテ指テ智度論ヲ有ルニ二義ニ中ニ
當文ハ初義ノ意ト可レ存ス也一兼知此事歎云等ト者本
文ト合不古義ノ料簡云々私ニ云ク直チニ次上ノ被盜還門
家之事ヲ兼歎給フトニハ非ズ次上ノ二段ノ大旨千如ト三千
トニ極未極ハ有レドモ俱ニ大師ノ自立ニシテ他家未弘ノ法ヲ遊
ス故此文ヲ引テ若シ他家ニモ有ル法門ヲナス必シモ大師ノ説ヲ
不ニ記シ置テ將來可レ悲ム不レ可言既ニ若墮可悲ト云ルヲ
以テ知ヌ今家ノ外ニハ無レト之結成給ヘントテ御引用歟爾ヲハ
兼歎ハ惣シテ三千ノ法門不傳ノ悲歎也問此ノ本文ハ既指ス
立文十卷ヲ今何止觀ノ三千傳不ノ中ニ用フヤ之答立文ノ
千如猶如レ是況ヤ己心中ノ極秘ノ止觀ヲヤ乎是況顯之

御引用也一問曰百界千如ト者私謂ク始ヨリ至ニ次上ニ
惣シテ出シ三千所立ノ出處ト從レ是下ハ別シテ示下三千亘ル
無情ニ出處ト於レ中初二重ハ惣シテ對辯立理次ニ疑曰下
ハ一重ハ別シテ出通ニ無情ニ之出處ト一不審曰非情亘十
如是ト者遠抄ノ意非情亘十如是ニ點ニ意也云々
私謂非情ニモ十如是ヲ亘サハト點シテ次上ト同意ニ可ニ心得
歟一草木有心ト者私謂當家ノ草木成佛ノ之事古
來之義難レ用ヒ歟錄内第廿八十二紙四條金吾釋迦佛供養抄此畫像木
像ニ魂魄ト申テ乃至惑耳驚心ト宜ラレ候已上是依正不二
無情有性ノ大旨ニ約シテ大師妙樂之意正即依成之義也
問直記ニ有四門一依ニ理性本來是佛ニ依ニ佛
眼點見ニ爲レ佛三依遮那遍一切處ノ四依諸佛變令ルニ
作佛己上此ノ中ニ用ル何ノ義乎答第一ノ理性ハ勿論ノ
義是レ所立ノ相本也第四變ハ作當家非ニ所用ニ第三ノ遮
那遍ト第二ノ照見トハ用不之異ノ可レ有レ之先御所立ハ依
正不二ナル故ニ正有ニハ十如ニ依ニ立ルニ十如ヲ如ク依正一
體ナル故ニ正報ノ發修成佛即チ依報ノ修成也例ハ惣勸文
抄ニ如ク弘六ヲ引テ天地四方五行等皆有情ノ身内ノ具足
シテ其体一ナル故ニ身滅ハ天地モ可レ滅ス遊ガ照見等ノ論迄モ

無ク依正一体ナル故ニ正ノ成即チ依ノ成ト可レ存也正成即チ依成ナル故ニ照見スルニモ其理ノ如クク言ハハニ義可ニ兼用ニ思レ之云々 問若爾者何ソ必ス畫像木像ニ約シテ論レシ之給乎草木ノ体置テ成佛可ニ判給ニ答約ニ本理一切衆生皆是佛而約レ事迷悟ヲ分テ未成ヲ衆生トシ修成ヲ佛トス草木モ亦如レ是約レ理當體即チ佛而約レ事未成ニ佛像ニ迷テ草木己ニ佛像ト成レ悟ノ草木ゾ有情ノ成不ニ例シテ判タマフ一往義門可レ存一國土世間亦具十種法ト者如ニ遠抄及隨問ノ正報ノ十如ノ外ニ依報ノ上ニ孤然トシテ有ニ十如ニ非ス止觀五本廿四紙出ニ道達解及ヒ解ヲ往見一釋籤第六ニ云等者 次上ノ依止觀文ニ先國土ヲ亘テ十如其十如ヲ色心因果ト爲サントテ此文ヲ出シ給ヘリ遠抄ノ意未レ穩歟云々

一金碑論云乃謂ト者 遠抄私ニ謂ク彼ノ一論ノ大旨有情ニハ知覺ノ義有ル故ニ真如有情ニ有テハ名ニ佛性ト非情ニハ無ニ知覺ニ故真如有ニテハ非情ニ但名ニ法性ト云ヘル他義ニ難ス時且ク准テ他解ニ其有情ノ知覺即非情ニ遍故無情佛性立約ニ遍始終皆有情ニ今家ノ非理遍體同色心各具之本意ニハ一義書意也故ニ彼ノ論ノ上ニテ無

佛性情ニ有情心遍ニ約スル故也色心各互ハ野客之迷謂ト成若シ約ニテ理體門ニ各ニ具見ル時此ノ各一ノ言ヲ用フルニ無レ妨故今取テ意ヲ借テ下文ヲ可レ存歟獨頭ノ色ニ具セバ野客ノ各一ノ見ニ同シト云ヘル難テ一義書會シテ六根ニ各立テテ千如一萬二千ト立テテ各一歎理一ノ故ニ各具ヘヨト云ヘル例同然乃謂ク々ノ字今ノ異本ニ是ノ字有レリ是レ可爾本文ニハ謂ノ字佳也 一觀心者我已心等ト者 是レ准ニテ本文及ヒ本法ニ觀見遊リ我等ノ上ニテハ信見信心也如ニ上ニ記ニ一壽量品乃至佛界所具九界也ト者 久遠ノ佛果ニ菩薩ノ因壽ヲ具スルヲ以テ餘ノ八界具ヲ例顯シテ令レ信セ故ニ惣シテ九界結給ヘリ又此問答ヨリ下モ重々御料簡ハ止觀之開釋ノ一段ニ擬シテ惣シテ示シ具ニ二千ヲ給ヒ十四問曰大難ノ下ノ一重ノ料簡ハ止觀ノ結成一ノ段ニ擬シテ初心ノ未解ヲ恐テ今一重具ニ三千ヲ伸答終ニ當知身土等ノ理境結成一ノ下ノ弘ノ文ヲ引テ落居シ給ワト存ル也遠抄ノ科ニ無シ此ノ意今問答ヨリ科ニ開釋ト結成一ノ擬對ノ名目ヲ立テテ大分二段ニハリ事也猶至レ下ニ可レ記 一地獄界所具佛界也ト者 是レ下ノ如十界ト遊スベク極苦ノ阿鼻ニ以テ極樂ノ佛界ヲ具ニ自餘ノ境界ニ諸界ヲ具スル事ヲ況顯シテ兼テ下

證^ト給^フ聖意有^レ之歟健抄云々一 餓鬼界所具十界者

法華^ヲ佛法^ト定^テ是^ヲ守護^シ是^ヲ信^スルバ 佛界具足ノ故^ソト

究^テ餘界^ヲ况^{シテ}惣^{シテ}十界^ト遊^ス也健抄美^{ナリ}云々 一經

曰^ク地涌千界乃至眞淨大法^ト者 妙經^ニ佛界^トシテ經^ニ以^テ

欲^トイ^{ヘル}ヲ得^ル佛界具足^ト究餘界^ヲ例成^給ヘリ 問何^ゾ今^ニ菩

薩界^ニ用^フ本化^ニ乎 答從^レ是^レ已^下人體^ト經文^トノ有^レト

異^ニ菩薩界^ハ皆取^ニ本化^ヲ給^{ヘリ}佛界亦^レ空前^也私^ニ案^{ルニ}

觀心本尊^ヲ兼^シ給^フ故^ニ佛菩薩^ノ二界^皆約^レ本^ニ給^歟

問若爾者迹化ノ菩薩ハ攝屬如何 答本化ノ眷屬判屬ス

因^テ悉^ク記^ス此^ノ下健抄云々 二門悉與昔反^ト者文八

十五紙文也 一章安大師云佛將此ノ爲^レ大事^ト者 有^ル

人^ノ云觀心論疏文^{ナリ}余後^ニ檢^スル^ニ下^ノ卷廿四紙有^之

問統紀二十六^ノ山家^ノ教^ノ典^ノ志^ノ第一章^ノ安^ノ下^ニ以^テ彼^ヲ疏^ヲ爲^ス疑^僞ト又北峰

教義^ニ云^ク觀心論疏^ト者實^ニ是^レ下愚竊^ニ章^ノ安^ノ高^ノ名^ヲ耳

不^レ足^レ憑^スル^ニ云々 今何^ゾ云^ニ章^ノ安^ノ乎 答如^シ大乘止

觀十疑論^ノ非^ズ南岳天台^ノ疏^ニ而^テ倭^ノ歎^ノ諸師^ノ傳^テ爲^ス

直說^ト今亦^レ例^シ爾^{ナリ}且^レ從^テ古來^ノ傳用^ニ耳况^ヤ此文既

稱^フ大師^ノ常判^ニ今^マ爲^ル助證^ト有^シ何^ノ妨^ガ乎 一傳教

大師云^ト者秀句^下八紙一答數見他面或時喜樂等者此

ノ中^ニ但寄^セ現事^ニ未代^ノ我等^ニ強^テ令^レ信^レ之^ヲ給^{ヘリ}能

可^レ了^ス御本意^ヲ具相^ヲ觀達^照了^セト之^ノ非^ズ聖意^ニ之^證

等委細之論^ハ如^シ止弘五本^ノ十九紙 一誠添加道理^ト者

誠^ノ字^異本^ニ作^レ試^一以^具九界強信^之等^ト者 此^ノ

文及次^ノ問答^ノ中^ノ難取意^令信^レ之^等上^ノ難^レ取^レ信^如

何^ガ立^レ信^ヲ心等始終^可拜見^ニ皆約^ト下^{ヘリ}信心^ニ云々

一雖然誠言之^ト者 私^ニ謂^フ此^ノ中^ニ舉^ニ機^異勸^ルル^ニ信

ヲ^二初出^三例由^二ニ^ニ其^ノ機^ノ下^ハ正^ク判^ズル^ニ機^異ヲ^二初

法華直緣得道^ノ二類^ニ其^ノ上^ノ下^ノ餘緣發種得道^ノ

二類^是又^ニ初^ニ列^ニ二類^ニ無^レ過去^ノ下^ハ別^シテ約^ス

初類^ニ破^ニ他師勸^ニ門弟^ノ初列^ルニ^二類^ヲ二初^ニ列^ニ一

如下^ハ舉^テ草^ノ餘緣^ヲ例^ス前^ノ二緣^ニ一阿難等邊得道^ト

者 邊^ノ字^常師^ノ抄^ニ遇^フ字^ニ可^レ改^ム云^{ヘリ}甚^非也又註^ニ

出^ニ須臾得道^ノ涅槃^ノ之文^ヲ往^見 問彼^ノ文^ノ意^雖依^ニ

阿難誘引^ニ而得道^ハ正^ク由^ル佛陀^ニ何^ゾ用^レ彼^ヲ消^シ今^ニ文

乎^レ值^佛不^覺最^モ踈^ク須臾^ニ此^ノ文^{阿難}付法^之隨^一ナル

故^ニ且^レ舉^テ四依得道^ノ一例^ヲ耳 答現文最^モ如^シ所

問^ノ而別^シ出^ニ阿難^ノ其意難^レ測^リ立^記六往^見 彼^レ

既ニ但值レ佛ニ則ニ不得道故ニ云值佛不覺ト若シ從フアラ
難ラ則受ニ佛化一故ニ得道ノ功ヲ讓テ在ニ阿難故ニ云ニ阿
難邊得道ト若シ爾ラバ者邊ノ字有レ意非ニ但邊抄ノ所ノ義
ナルニハ也又此ノ中ノ意上ニハ佛外理即等ノ劣師ノ教化ニテ
何得ニ救護一乎ト遊シテ今ハ得道ハ必シモ非ス依レハ佛ニ
有ハ機劣師及ビ法華ノ外以テ餘縁ヲ脱シ示シテ機勤メ
給フ大旨也 一入正見者有之ト者 對ニスト彼ノ邪家ニ故
ニ通リテ指シテ一代ヲ爲シタマフ 正見ト而其意正ラ在ルハ法華ノ
種發ニ言惣意別ノ一格也下ノ他破之文是ニ反對シ給ヘ
意別シテ法華ヲ爲レ正給ワコト分明也 一例如觀獨覺者
儒教ノ中ニハ猶五常修身正心等ノ行アリ外ニハ三世談 修
定等アリ故ニ今單ニ餘縁ヲ舉テ例顯シ給フ又異本ニ無ニ觀之
字ニ云々 問今儒外四味餘縁得道ヲ出シ給フ聖意如何ニ
恐ハ凡愚可レ輕シ法華ヲ 答宿種厚深之者ハ如果熱易
零餘縁ニ逢テ得道スル故ニ過去ノ種有ラハ理即ノ教化及前
後ニ出シ給フ現事餘縁以信得道ス程ニ師ヲ不レ輕現事ヲ
不レ輕信受キモト御勸信也思之 一問曰教主釋尊ト者
自ニ下難勢甚深ニシテ會答猶弱シ恐ニ初信ノ徒捨レ答
ヲ執レコトヲ難ニ故自此堅回秘之ト註シ給フ下ノ小乘未覆

等ノ八箇亦爾也云々 私ニ科云此ノ中分二初極聖不具
之難ニ又迹門ノ下難ニ所依ノ師經ヲ云々 一行時梵天等
者止五百十八 一又以迹門爾前等者 自レ是ニ難
所依師經ニ二十一 夫一念ノ下惣ニ結ニ難師經ヲ初文又
二初ハ第一重ニ二十ウ其上捨多ノ下第二重初ニ又二初ハ
難レ經ヲ二十ウ彼馬鳴ノ下ハ難レ師ヲ初又二初惣ニ舉ゲ不
信ノ相ヲ二九ウ以思之ノ下正約ニ虛實ニ結難ス初又二初
迹門ニ九ヲ以本ノ下本門ナシ第二重ノ中又二初ハ難レ經
二天親ノ下ハ難レ師云々 上ノ文ニ不 見法華經並ニ天
台大師所述ノ摩訶止觀トテ當家ノ所依ヲ法華ト大師
ト二究ノ給ヒ今是ニ本ト付ニ難立テ給フ故ニ此ノ中ノ難体但
師經ノ二ツ也始終能可ニ拜見遠抄ノ科ノ七難ハ恐ハ不レ
稱ニ聖意ニ歎故ニ且試ニ科ス云々 一寶塔品四土色心ト
者 玄七十八籤十三 往見真記ニ云隨ニ位ノ淺深ニ見ルコト
ヲ不同ナリ已上一涅槃經丈六等ト者像法決疑經涅槃ノ結
經ナル故ニ舉ニ所結名ヲ 一本門談之ト者 談ノ字
異本ニ或ハ作レ擬ニ或ハ作レ疑 一證果ニ乘菩薩ト者 菩
薩ニ二字異本ニ無レ之又此其外ノ下一段別ニ不レ分レ科
ヲモノ事也本門廣大ノ化ノ便ニ因ニテ十界ノ衆ヲ此ノ中ニ屬シテ

遊^バスト可^レ存 一謂餘有漏劣無漏種^ト者 爾^カガ點^スベシ有
 漏^ハ六道^ヲ劣^ノ無漏^ヘ二上也 中道定現前^ノ時以^ニ定
 力^ヲ極圓明純淨本識^ヲ引起^{シテ}有漏無漏^ノ劣法^ヲ皆捨^ル
 ト也別教緣埋斷九^ノ意^ノ也是等^ノ文意^ヲ佛界^ノ清淨
 無染^{ニシテ}九界^ノ染法^ヲ不^レレ具^ス 難勢而已 一彼
 馬鳴菩薩^ト者 此^ノ下^ハ難^{ナラ}大師^ヲ事分明也遠抄何^ゾ
 不^レ別科^{シタマフ}乎 一天親千部論師^ハ者 千部論師^ノ天
 親付法二十二祖之内也乎^ノ事止弘一本十一紙出^{タリ}付
 法^ノ中^ニ無^レ之^ト落居^{セリ}今御文体外^ト見^{ヘタリ}縱^モ餘^ノ御書
 付法^ノ人數^ト遊^ス且^レ從^ニ三世^ノ所傳^ニ給^フ耳本意^ハ外^ト得
 顯^ニ當文^ニ 一不定一論者 論師^ト釋者^ト約^ニ
 大分相望^ニ一開祐經文者 祐句^爲常亦^ノ切
 云々 祐^ハ他各^ノ切大也從^{ベシ}衣^ニ 一但天台一人僻見
 者 此文分明^ニ次上^ト聯讀^{シテ}一連之^ノ言也 遠抄何^ゾ別
 科^ト給^フ乎一惠花^ノ法師^ハ者 依憑集七紙往見^以ノ字如
 本文^ニ謬鑑^{アル}ヲ以^テ可^レ讀 一了詰云者 註^ス不^レ知^ニ
 何^ノ許^ノ人^ト已上 一得一云者 守護章^ニ引^キタマヘリ一弘
 法大師云者 錄内^ニ用^五廿^二紙 具^ニ破^レタマヘリ^ノヲ 一
 一代權實削^テ同者 是^ハ經難^ノ結次^下師難^ノ結^シ上來

難体二箇條ノ事分明也 一答云此難最甚者 私^ニ謂
 答^ノ中^ニ分^ニ二初答^{十四} 二夫以釋迦^下結答初又二初第
 一重^ニ但所難會^ノ下^ハ第二重初重又二初物答^ニ但
 可會^下別答初又二初會^ニ經難^ノ二諸論^ノ下^ハ會^ニ師難^ヲ
 第二重^ノ中^ニ又二初惣答^ニ但遮^下別答初又二初
 會^ニ經難^ヲ二夫自^ノ下^ハ會^ニ師難^ヲ云々^{此細科次} 一始成
 與久成等顯^ノ者古本^ノ脇書^ニ此^ノ八字正本^ニ無^レ之云々
 不審 一諸論師諸畢者 異本書^ノ字作^ル事畢^ノ字作^ル
 章^ニ云々 章^ノ字^ヲテ^キラカ^ニ付^ク 一天親龍樹者 止五眞
 記末^六紙 往見^一彼法華經^ニ戴^ニ爾前^ニ經文^也者 爾
 讀^{ベシ}經文^有二行半^一初一行半^ハ內心淨次^ノ一行^ハ外
 色淨初^ノ內心淨^ハ法華已前次^ノ我以相嚴身^爲設實相
 印^ハ法華^ノ現座也能^ク經文^可見^本疏同前也若^シ法華^ノ
 上^ニ約^シ斷^{スト}說^給フ文^ヲラ^バ圓教^二而門^下斷^ト斷^ト會^シ
 給^{ベシ}今^ハ直^ニ經文^ニ約^シ答^給ヘリ 一經文分明也^ト者
 上^ノ結句也異本^ニ無^レ也^ノ字^一私^ニ謂^ノ也^ノ字^ナキ^ハ爲^{ベシ}正^ト
 下^ニ屬^スス^{ベシ}分明^ニ讀^ムベシ 一章案大師云衆生者 觀心
 論疏^ノ文也 一夫自佛在者私^ニ謂^ク會^ニ師難^ニ二初^ニハ
 究^メテ爲^ニ三人^ト二^ニハ問曰^下料^二簡^スル^ニ但^ニ三^ニ二初問^二

答二初答二天台ノ下兼テ會ニ重難一ヲ曰龍樹ト者上ニ内
監冷然等ヲ引テ判シ給ヘト未レ究ニテマハ確ニ人數ヲ故ニ上ノ中
ニハ問不起テ今ハ究メテ但ニ二定ノ給フ故ニ驚答ノ中ニ問起
ルト可レ存ス也 一天台傳教等ト者 天台傳教ニ不レ局
古師ノ中ニ多ク有之重テ疑難可レ來故ニ其レハ皆ニ聖ヲ用
ヒタリト 會釋シ給ヘリ恐非ニ但ニ明ニ人師ノ歸伏ヲ文旨能ク思
一後一向歸伏也ト者 嘉詳ハ一向歸伏ト可レ云餘師
ハ但ニ內心ニ信歸兼用セル處ヲ判シテ一向ハアソハスト可レ存也
一但遮初大難者 私ニ謂ク此ノ下ハ別ジテ最初ノ極聖不
具ノ之難ヲ會シ玉ヘリ彼ニ梵天帝釋等ノ高貴ノ眷屬出タリ故
ニ無量義ノ諸大菩薩爲ニ眷屬ニ等ヲ出シ玉ヘリ思之遠抄
難レ信又無量義ノ文ハ自性ノ佛ニ約シ普賢觀ハ他佛ヲ具スル
道理ヲ顯シタマフ意有之歟十方三世ノ佛ノ種ヲ信行スル我
等ガ己心ニ即チ十方三世ノ他佛ヲ備有ニ道理一何ゾ釋尊ヲ
不レ可レ具疑難乎 一或十方臺葉毘盧遮那佛ト者
問上ニ云ニ十方臺葉蘆舍那ト是即佳也今何ゾ出ニ法身ヲ
乎答健抄云々 私ニ謂ク上ハ依ニ舊經ニ今ハ依ニ新經ニ故ニ
錄内卅五十九 脇劣抄 加ズ之ヲ舊譯經乃至 說ケリ云々
全文拜見此文明也當文不レ可レ疑又此ノ處答ノ中モ初ハ

經難ノ結次ノ而新譯ノ下ハ師難結シ云々 一似別圓二教
等ト者 或本云ニ別圓四藏等ト遠抄亦爾也四藏ノ本ナラハ
如ニ遠抄ノ也健抄不レ可レ然 一同藏通二教未及別圓
者 問以テ何ノ義ニ同シタマフ藏通ニ乎 答下ニ紙ヲ云與
論レハ之ヲ乃至無始路是レ也全文拜合今ノ與ニ本有ニ因無
之下ノ意ハ同レ 問若シ爾ラハ別圓亦不レ明ニ本種ヲ俱ニ同
ニ灰レ斷ニ何此ノ中ニ更ニ論シ別圓ノ及未及ヲ給フ乎 答
恐クハ直ニ本經ニ判シタマフト又彼ノ宗師ニ寄テ判シタマフトノ兩意
有レ之歟同藏通ハ本經相對ノ之御判釋未及別圓ハ宗師
ニ約意也何ト者別圓ノ當分ニ既ニ有ニ中道佛性ニ而彼
宗師己家ノ中道佛性ヲ不足ト見レハコソ現ニ天台ノ一念ニ
千ヲ添加セシテ此ノ見ヲ判スルニ與レハ別圓奮ハ未及也聖
意ハ然也然モ若シ不然ト者シハ常途ノ與奮ト不例ニテ所
難會シ難レ下ノ文常途ノ例ニ同シ又下ノ文ハ與ノ時猶除
圓ヲ給フ是レ少シ今ト不同也 一摩心愚心出來ト者 有
人謂貴遠蔑近ハ是レ摩心也同悅取新ハ是レ愚心也云々
余同レ之 一問云上大難未聞其會通者 私科在レ上
云々 上來重々ノ御料簡ノ上ニ未聞會通ト難レ言故ニ止
觀ノ結成ノ一段ニ擬對シテ今一重示サント其相ヲ思召シ強テ

設^レ問^テ給^フノ時未聞^ト遊^ズ歎^弘五中十二夫一心ノ下ハ結
成^レ理境乃至一念三千云々今既ニ御答ノ終リ當知身
土ヲ切引用有^テ落居シ玉ヘリ愚意相禰^{フト}存スル也若シ爾^ラハ
重々ノ深祕ノ處可ニ感信^ス若シ此ノ見聖意ニ禰^ハハ一分聖
意ヲ得^{タリ}嘉悅甚深ナリ列座ノ上首皆ナ同心ニ大感歎^セ喜
シ^テ我恐クハ遠抄ノ科ハ不^レ明^ラ云々一雖未得修行六波
羅密者初ノ二文ハ所具足ノ体次ニ涅槃^ノ下^ニ下^ニ能具^ノ
名ニ具足ノ義有^ル事ヲ示^シ給^{ヘリ}云々開目抄上^四十^七此ノ中
ト同事也無依無得大乘四論^ヲ玄義ノ者音義上^三ウ云
ク三論宗ノ惠均僧正ノ作也中論百論十二門論大論也
已上妙^ハ者處譯云々一釋尊因行果德^ノ二法^ト者同致
抄云ク身ノ云釋尊乃至不求自得文如^ニナ^ラハ御抄ノ本迹一
致也如何^ニ他^ノ云ク此ノ妙法ハ迹門當分也仍^テ四大聲聞
領解云々文如何^ノ自^ノ云ク顯^ニ迹門ノ顯^ニ妙法^ニハ本迹一
致ノ題目ナシ唱法華題目抄^ニ云ク法華經ノ肝心方便壽量
ノ一念三千久遠實成ノ法門^ハ此ノ妙法^ノ二字^ニ收^レリ云々
私^ニ謂^ク此ノ問答^ハ且^ノ准^{シテ}他解^ニ因行果德^ヲ但^テ指^ス迹^ヲ
歎^實ニ文旨^ハ二門所說ノ因果ノ功德ノ体^ヲ可^レ指^ス而^モ本
門已顯^ノ日迹ノ因果德体即^チ本ノ因果ノ德^ト全^ク一ナル

故^ニ唯本ノ因果ノ功德也云々一四大聲聞領解等者
同致抄^ニ云ク佛意^{ヨリ}見^レ之^テ本迹^ニ二門ノ功德ヲ領解^{スル}
當^レ機情ノ邊^ニハ不^レ知^レ之^ヲ云々私^ニ謂^ク機情^ハ唯迹
佛意^ハ唯本ナルヘシ約^{シテ}佛意^ニ論^ル日何^ゾ分^ク二門^ヲ乎
惣^{シテ}此ノ中ノ前後迹ノ文御引用^{アル}ニ可^レ存^ス三義^ヲ一ニハ
依文判義第卅ノ卷十章抄二ニハ記一本卅ニ云下文顯已
通得引用云々三ニハ記八本五紙下ノ文亦^ハ以^テ四法^ヲ對
ニ開示悟入^ニ雖^モ是迹要^ト若^シ顯^レ本^ヲ己^ハ即^チ成^ル本要^ト
已上^ニ是^レ約^シ法体同^ニ前^ノ通^ノ得引用^ハ必^シ非^ス体同^ニ但
義通^ニ約^ス本顯^レ迹^ノ祕本立誓願^ノ願忘^ノ如^ク本地^ニ願
忘有^ル事^ト顯^ル故^ニ通用^{スル}也例^ハ是^レ我方便諸佛亦然^ト
如^シ引^テ云ク壽量品^ト是^レ直^ニ約^シ事^ヲ通用^{シテ}迹^ヲ說^テ即^チ
本說^トスル意^ト也自門^ノ一致^ノ所立^ハ正^ヲ可^レ用^ニ此意^ヲ法
体^ノ一致^ハ置^テ而^レ不^レ論^レ之^ヲ重^也至^テ八箇^ノ下^ニ可^レ說^レ
之^ヲ又此ノ中置伏不現^ノ故^ニ別^{シテ}四聖^ノ具^ヲ釋^シ玉^{ヘリ}緣
覺^ハ四大聲聞^ノ下^ニ屬^ス迦葉中乘根情^如常^ノ一寶塔
品^ニ云其有能護等者御引用^ノ意^ハ佛界^ニ有^レ二初^ノ文^ハ
直^ニ具^ス彼^ノ佛体^ヲ之義次^ノ須叟聞^之具^{スル}佛界^ノ功德
之^ヲ意^ト也次^ノ本門亦有^レ此^ノ二意^ト一我等已心釋尊者

是ハ約ニル功德ニ之意也次ノ五百塵點ノ下ハ直ニ具ニル所顯ノ体ヲ之義也爾ハ己心ノ釋尊也トヨミ切テ所顯ノ三身ハ讀テ上ノ己心言ル冠シテ無始ノ古佛也トレ見ル次ノ菩薩ニ又有此二意一我等己心菩薩界也ト者是レ本行道ノ功德具足ノ義也對ニテ上ノ己心ノ釋尊ニ此ノ功德菩薩ヲ立ル時ハ地涌ノ人体但釋尊ノ眷屬ト判別ニ菩薩界ハ不立意若シ對ニテ所顯ノ三身体相佛界ニ立ル人体菩薩界一時ハ地涌亦菩薩界ト立ッ下ノ上行等是也今ハ眷屬ト結シ下ハ菩薩界ト結シ給ニ可レ著レ意ヲ一例如太公周公第者上ノ釋尊眷屬ノ文旨ニ所具ノ父ノ眷屬即亦能弘ノ幼稚ノ眷屬ノ意有之故ニ倭漢俱ト父子二代ノ臣ヲ出シ例顯シ給ヘリ又地涌ハ高位年老ノ二德有ル故ニ太公周公武ノ内何ニ世ノ二德備足ノ者ヲ擧ケ給就レク中武ノ内ハ景行帝ノ時棟梁ナリ臣ト成テ仁德帝迄六代ヲ歷テ二百餘ノ歳セリ別シテ老徳ヲ取給フ歟此ノ例最末ノ例同意ナリ可レ存幼稚ノ二字ハ上ノ無量義稚小新學ノ文ヨリ設ケ給フ末代ノ我等カ事也一仁德王子ハ者神功仁德之間ニ歷神天皇有リ今ハ超越出シ給ニ佛ハ我等カ父母ナレハ對ニテ父ノ邊ニ出ニ武王ヲ約シテ母ノ邊ニ出ニシダマフ神功ヲ爾ヲハ

神功歷神續ヲ出ニフヘシ母子ヲ何トシテ超越シ下フト云ニ歷神ハ七十一歳ニシテ即位仁德ハ廿四歳ノ即位ナレハ幼君ノ邊ヲ取テ行者ノ合ニ幼稚ニ給フ聖意カ一妙樂大師云者此文一段ノ御本意也遠師ノ引文結意ト科シ下ヘル最モ禰ニ聖意ニ又此ノ文上ノ二句ト故成通已下トノ意ハ妙境要義ノ指南モ佳ナリ云々一念ノト讀ムヘシ三千シト云フ點ヨマズトモ也一夫始自寂滅道場者自レ此下但明ニ本尊迹本等ノ不同等ヲ文ニ無シ觀相一云々(以下次號)

■綠 陰 午 睡

早 川 竹 鷲
 雨過幽階苦氣薰 移牀高臥絕炎氛
 一蟬呼夢々將覺 槐葉沈々正夕曛

最蓮房上人

溝田在庵

宗祖の御書を研究する中に、又對告衆其人の性格や行動等を研究したり、或は宗祖御授與の御書

が幾通あるか、そして、多くの其の御書は如何なる位置にあるものか、を、研究するのも、後學輩の吾等が、所至に至るの最も、近道ではなからうかと思ふ、故に吾人は、先師の諸釋中より、最蓮房上人の生處得道等を圖示して見よう。

道號	攻異	統記	建抄	考文	啓蒙	日宗高僧傳
日淨又ハ日榮	日淨又ハ日榮	日淨又ハ日榮	—	日淨	—	日淨後ニ日榮
字最蓮	最蓮	最蓮	最蓮	最蓮	最蓮	最蓮
結緣時 文永九年 於ニ佐渡ニ	文永九年	文永九年	—	文永九年	—	文永九年
生國 洛人	洛陽	洛陽	駿人	洛陽	洛陽	京都
在島所以 有レ故配レ佐	遷謫	—	—	有レ故配レ佐	有レ故配レ佐	有レ故配レ佐
赦免時 建治元年	建治元年	建治元年	—	建治元年	—	建治元年
赦免後住處 在レ甲事ニ大土ニ	在レ甲事ニ大土ニ	—	—	在レ甲	—	在レ甲事ニ大土ニ
化年 延慶元年 四月十八日	全	—	—	延慶元年 四月十八日	—	延慶元年四月 十八日或四月二日ト

舊所囑宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗	天台宗
本門戒受時	文永九年 四月八日	文永九年 四月八日	文永九年 四月八日	文永九年 四月八日	文永九年 四月八日	文永九年春

右に依つて其の大躰を知ることが出来るであらう、更に上人の性格行狀の概要を、諸書に示す所より次の考へを述べて見よう。

體質は虚弱、宗祖御授與の祈禱送狀、撰法華經送狀を推して見ると、體は怯弱であつたらしい。性格は持戒堅固であつて、信行的嚴肅主義の人であつたらしい。學問は天台の圓頓戒系統の人らしい、それは、宗祖が最蓮房に御授與の御書の多くが、觀心的種囑の者の多さを見て、圓頓戒系統の人である如く推

せられる。聖祖との往復、學術的、宗教的には觀心的傾向である、それは、後に示す圖に依て知られる事であらう。

上人の事業、結縁後は宗祖に隨ひ、常に自己の信行を進め、且つ、内治に勉められし如くである。上人の態度、總べての行動に於て、守勢的であつたらしい。次に宗祖が、上人に授與遊ばされた御書事、調査して見ると左の如くである。

書名	授與ノ年月	録内	外	遺	文縮	冊
生死一大事血脈抄	文永九年二月	外十三	廿二	十二	一	742
草木成佛口決抄	文永九年二月	外十三	十四	十二	四	745

得授職人功德法門抄	文永九年四月	外十七	八	十三	十七	8	4	2
最蓮房御返事	文永九年四月	外十二	卅五	十三	十二	8	3	6
祈禱抄	文永九年	内十六	四十一	十四	十一	8	9	4
祈禱經送狀	文永十年正月	内卅八	十九	十四	廿一	9	1	4
諸法實相抄	文永十年五月	他二	十一	十四	五十三	9	5	8
當體義抄	文永十年	内廿三	九	十五	十	9	8	8
當體義送狀	文永十年	外三	十四	十五	廿一	1	0	0
立正觀抄	文永十一年十二月	内卅八	一	十六	卅七	1	0	6
立正觀送狀	文永十二年二月	内卅八	十五	十七	四	1	0	8
十八圓滿抄	弘安三年十一月	外十八	卅三	廿九	廿三	2	0	0

以上の如くである、即ち、文永九年に五通、文永十年に四通、文永十一年に一通、文永十二年に一通、建治二年より弘安二年迄、都合四箇年の間は一通も無い、それは、上人が宗祖に、隨行して居られたからであらう、佐渡赦免後の上人は、身延在の下山に居られた、弘安三年に一通で、都合十二通である、其内で録内が五通、録外が六通、他受用が一通である。

次に右の御書は御遺文中に於て、如何なる地位に在るものであるかと云ふに、総べてが、法義に關した御書であつて、而も、觀心的傾向の御書が多い、故に、御遺文中の主要の地位にあるものである、

精進

川口智隨

私は日蓮上人の御遺文及諸先哲の訓言に依りまして精進と云ふ事に就て御話を致します精進とは如何なる事であるかと申しますれば御經文の中にも勇猛精進と御説きになりまして撓まず屈せず進むのか精進であるご御教誡に於つて居るのであります徳川家康は人の一生は重き荷を負て遠き道を行くか如し急げば必ずつまづく事あり。と申されて居ります吾々人生と云ふ者は恰度重い處の荷物を負つて遠い道を行く様を物であつて急いだなら必ず重荷を負つて居る事あれば其の目的地に達

する事は出來ずして途中でつまづいて倒れてしまうのである百里の道も一步より初つて居るのであるから一步一步と歩みを運ばなければ遠い目的には達す事は出來ないのであります又『孔子曰譬へ如レ爲ルカ山ヲ未レ成一貫ニテ止ムハ吾カ止ム也譬へ如レ平地雖レ覆ニスト一貫ヲ進ム吾カ往ク也』と申され學問と云ふ者は山を作る様な物である今一貫を以て其の山か出來上ると云ふ時に於つて止めると云ふのは自分か止めるのである地を平にするのに未だ一貫を覆ただけであつてもそれを撓まず屈せずして進んで行くこと云ふのは即ち自分か進のである故に學問をするにも淺きより初めて撓まず屈せず勇猛精進の心を以て孜孜として吾々の目的地に達せねばならぬのであります禮記の中には嘉肴ありと雖も食はざれば旨き事を知らず至道なりと雖も學ばざれば其の道を知らずと云ふ事があります如何に山海の珍味で味か宜しいと申しても食べて見なければ其の美味さは解りません又何程結構なる道かありまして勉強をいたしませんければ其の道を得

ると云ふ事は出来ません世の中には食はず嫌ひと云ふ人かありまして僕は食べて見ないけれども嫌ひである全躰食べて見ずに嫌ひの好きのと云ふ事は云へぬ筈であります又佛法は何だか知らんか氣にくわれない何故かと聞きますと何だか知らんか嫌ひであると云ふ人が澤山ありますこれは大なる誤解でありまして善悪は學んだ上でなければ批評する事は出来ない筈であるのにもかゝらず食わず嫌ひの人が法華經の何物かを知らずして譯も解らずに法華經は厭ひであるつまらん宗旨であると誹謗する是れか所謂食わず嫌ひの人であります其の人が一度法華經は諸經中王最爲第一であり法華經以外の諸經は未顯眞實の經であり法華經こそ釋尊出世の本懷を御説にちつた顯眞實の經である諸宗無得道法華獨り即身成佛か出来るのであるとの有難い御話を聞き又自分で宗祖の御遺文等を研究して見れば如何にも法華經の有難い事か解るのであります其の有難い御話を聽聞する時は燃へ立つ様に思へども遠ざかるにつけ忘れて信仰の信の字

も無くあるのであります故に大上人皆此經を信じ初むる時は信心有る様に見へ候か中程は信心弱く僧も恭敬せず供養もなせず自慢して惡見を著す此れ恐るべし、始より終まで彌々信心致すべし左かくして後悔やあらんずらん譬へば鎌倉より京へは十二日の道也それを十一日歩みて殘りの一日にかつて歩を差し置いたなら何として都の月を詠める事か出来様出来ないから十二日道は矢張十二日を以て歩まなければ脱線して其の目的地に達する事は出来ぬ故に足許に氣をつけて疲れの出ない様にして彼岸に到達せよとの御教であります佛道修行も亦以て如斯き者であるから從淺至深にして不撓不屈の勇猛精進の心を以て宗祖の御本意に適ふべし寺と言わず佛壇の前と言わず行住座臥に南無妙法蓮華經と唱へて佛道の修行か肝要であります故に吾には宗祖の御遺文は勿論諸先哲の訓言に依つて勇猛精進の字を忘れずに學問修行を怠つてはならないのであります己上

論本宗之宗義並相承

辻 能 學

A、宗口 義口

謹で吾が妙法蓮華經宗の宗義を按ずるに、本宗は法華經本門壽量文底所顯の理即ち上行所傳の妙法五字を以て宗旨とし本佛の遺誠を遵守し諸宗謗法を呵責して此の妙宗を弘通するを以て宗義と爲す也而して其所以は久遠實成大恩教主釋迦法皇靈山會上多寶塔中に於て本門壽量三大秘法の南無妙法蓮華經をば一會の大衆中にて別して本化の大菩薩に付囑し懇懃に末法の弘通を勅し給ふ本化の上首上行菩薩佛勅を奉じて末法の肇の興教の運に當て迹を本朝日本國に垂れ自ら日蓮と名乗て寶卅二歲後深草天皇の御宇建長五年四月廿八日を以て塔中別付の妙宗を開闢し而して此妙宗を普く一天四海に弘冥するに四大格言を以てし盛に諸宗人師の謗法に對し一大獅子吼を與へ給へり、抑も其一大梵音とは何哉云く念佛は無間墮獄の業禪宗は天魔

の所爲眞言は亡國之惡法律宗は國賦の妄說乃至諸宗無得墮地獄之根源法華猶一成佛の教也是全く日蓮が私言に非ずして則ち釋迦金口の明說也云々と茲に知ぬ本宗は此の四大格言に則ち專心諸宗の謗法を嚴誠叱正以て本門壽量の骨髓たる妙法を弘宣し現當安穩を期するを以て宗義とは爲す也。

B、相口 承口

次に本宗の相承を辯せば内外の兩相承あり、
(一)外用相承者 釋尊—天台—傳教—日蓮と次第相承する是なり則ち傳教大師秀句の下に云く
明に知ぬ天台所釋の法華の宗は釋迦世尊所立の宗なり
と又云く

天台大師は釋迦に信順して法華宗を助けて震且に數揚し叡山の一家は天台に相承して法華宗に助けて日本に弘通す、已上

釋尊所立の法華宗、三國傳來相承の旨趣文に依て分明也然して我祖此相承を紹繼して云く、

日蓮ハ恐ラクハ相ニ承シ二師ニ助ニテ法華宗ヲ流通ニ末
法ニニ加ヘテ一ヲ號シテ三國四師ト南無妙法蓮華經
南無妙法蓮華經(顯佛未來記
縮遺文九七八)

と是れ即ち本宗の相承に於て法華屬累總付三國
四師の外用相承なり。

(二)内証相者

内証直授相承とも云ふあり、前述の如く聖祖は
本地上行として二千有餘の當初靈山會上多寶塔中
に於て教主釋尊より妙法五字を直授相承し給是れ
なり今や之が經釋を示さば 法華經寶塔品に云く

釋迦牟尼佛乃至以テ大音聲ヲ普ク告ニク四衆ニ誰レモ

能ク於ニ此娑婆國土ニ廣ク說ク妙法華經ヲ今正ク是レ
時ナリ如來不レシテ久ク當レ入ニ涅槃ニ佛欲下ニテ此妙法華
經ヲ付屬シテ有レシメント在ルコト(終リノ稿文ノ
前ノ所參照)

と説示し給ひ 天台大師文句八に此經文を釋す
るに

二意を以てし給へり則ち遠令有在と近令有在と
なり

近令とは近くは現前在座の文珠藥王等の二万八

万の迹化の菩薩に付屬せんと欲するを云ひ、遠令
とは遠くは上行等の下方本化の大菩薩に付屬せん
と欲するを云ふなり、但し近令は附文にして遠令
は元意なり、謂く經の文相に附て見る時は現座迹
化の菩薩に告勅し給ふ様あれども釋尊の元意は下
方本化の居士に告勅し給ふに至り故に天台は云く

玄を明して付屬す聲下方に徹し本弟子を召し
て壽量を論ず(文句八)

と云ひ妙樂復た此の文を受けて云く、

明玄等と言つは畧して經題を擧るに玄に一部
を收む故に佛欲以此妙法等と云ふ(疏記八)

と判じ給へるあり。當知付屬有在の告勅は正く
是れ本化の弟子上行等の菩薩を召し出し唯本一部
具足の題目を付屬し滅後末法に之を弘宣せしめ給
はんが爲めある事台溪兩祖の判釋明々たり故に此
告勅に應じて二萬の菩薩五百の羅漢八千の聲聞及
び他方世界より來集せる過八恒沙の菩薩衆各自誓
願を致し以て此土の弘經を懇望せられしかども釋
尊却つて之を避け給ひて

止子善男子不須汝等護持此經

さて迹化他方の弘經を許し給はず而して本化の弟子を召して

我カ娑婆世界ニ自ラ有ニ六万恒沙ノ菩薩摩訶薩乃至是ノ諸人等ハ能ク於ニ我滅後ニ護持シ讀誦シ廣ク説ク此經

との給へば此時大地俄に震裂して上行無邊行淨行安立行等の四菩薩上首として無量千万億の菩薩各六万恒沙の眷屬を將て同時に涌出し給へり（涌出品取意）佛時に 如來壽量品を説て發迹顯本し然る後十大神力を示現し付屬の儀式を調へ一經の總要を束て四句に結び別して上行等の本化の居士に付屬し玉へり、

神力品に玉く

爾ノ時ニ佛告ニマハク上行等ノ菩薩大衆ニ中畧以テ要ヲ言ハ之ヲ如來ノ一切ノ所有之法如來ノ一切ノ自在神力如來ノ一切ノ秘要之藏如來ノ一切ノ甚深之事皆於ニ此經ニ宣示顯脱ス

と天台文句、十に此經文を釋して云く

稱時佛告上行より下は是れ第三に結要付屬なり結要に四句あり一切法とは此れ一切皆妙の名ある事を結するなり一切力とは此れ妙の用を結するなり一切祕藏とは此れ妙の體を結するなり一切其深とは此れ妙の宗を結するなり皆於此經宣示顯脱とは總じて一經は唯四而已ある事を結す其の樞柄を撮て之を授與す已上

妙樂疏記十に云く

品内には此の經を屬累せんが爲の故に乃ち如來の四法を以て上行等に屬累すと云已上

釋尊一經の要を名體宗用の四要法に結で上行等の本化の菩薩に付屬し給へること經釋に分明なり故に知ぬ此の神力品結要の文より遡りて寶塔品を見れば直に如來の付屬を受けて末法に應現し壽量妙法を弘通し給ふ導師は上行菩薩の再誕なる事經釋の文義顯然たり則ち本門内証神力別付眞實の法脈相承とは是あり。

以上に於て本宗の宗義並相承を畧述したるも尙は本宗相承に關する圖解を左に掲示し以て讀者諸

賢師の解了に便せんとす。

一、外相承圖解左の如し。(三圖師)

天竺釋迦牟尼佛(等外總付 屬累品)……本化、迹化、他方等總付

支那天台大師(道場 悟)……縮遺文九二四、二〇七二、

日本傳教大師(開藏 唐)……全 一〇七〇

日本日蓮聖人(開經 依)……全 八〇二、九二三、

二、内証相承の圖解を示さば

本地塔中之釋迦牟尼佛(塔中神力別付虛空會上止迹召本)……縮九四三

下方空中之上行菩薩(塔中面奉 本法相承)……遺文一四五、九四八

本化日蓮大聖人(開顯妙土 本法傳弘)……縮遺文二〇三以下

三、兩相承に就いての注意條項左の如し。

一 外相承所立の釋尊與内証相承所立之釋尊之分別。

二、外相承所立は本宗正に非ず是れ一應準備として設立す故は當家を以て中心とせる所談也。

三、外相承は天台總付を代表し内相承は當家別付を意味するものなる事を確知す可き也。

本迹一致勝劣を論ずる所以

荒 木 經 明

本迹の一致勝劣を論ずるは能判の一途より勝劣を立て所判の理より一致を顯す者とす

抑も吾祖の盛んに本迹勝劣を論じ給ふは爾前迹門の人々をして迹門の妙法を知りて本門の妙法を知らざる者の爲めに特に本門超勝なる妙法の存在する事を知らしめんが爲めあり譬へば地の徳を知りて天の徳を知らざる者の爲めに天の貴きを示し母を知りて父を解せざる者に父の貴きを示すが如きなり然るに超勝なる本門の妙法の顯されて還て迹門の妙法を捨つるは天の貴きを知りて地を卑み父の尊貴を解して後母を捨つるが如きに至りては豈に邪謬ならず耶豈に不孝の者ならず耶故に吾祖

總勘文鈔に示して

『今迹門を開して本門を攝して一妙法を成ず』

(縮遺一九〇九) 是れ天徳を本として地用ある如く父を元として母の存在を觀る如く心を主として身用の用ある如く本迹二門は相憑り相俟つて一妙法を成ずるに至るの意なり

即ち能成に二を主じ所成に一を成するは此處に在りて所成の上より天地色心の如く一妙法に歸して勝劣無しと雖も能成を論る上に於て勝劣の生するなり故に吾祖の本勝迹劣は約教の上より一致を立て約宗の上より絶体に勝劣を論じ給ひしあり

若し約宗の台當両家の異相を判じ給はずんば我宗と天台宗との差別彰れず従つて像法の時機に適應せる唯迹一部の法華經が末法の世に既に不適當たると共に何等の効果をも與へべき事を判然する能はず故に吾祖は此の時に當り本化上行菩薩の再誕として唯本一部の法華經を弘めて像末の本勝迹劣を判せられたるあり台祖と吾祖と遠く其本を討ぬれば本化迹化位別あり總付別付人法天かに殊あ

り近く其迹を尋ぬれば像法末法理觀事觀道同じからずして機教永く別なり到底別頭の教化に堪へざる立場を以ての台祖の弘通せられたる唯迹一部の法華經より遙かに超越したる唯本一部の法華經を顯揚せんが爲めに頻りに本迹の高下淺深を判じて本勝迹劣を論じ給ひしなり故に祖文諸處に迹門無得道と撥捨し在るは決して法華一經前半十四品を指示するに非ずして唯迹一部に在る事を知らざるべからず

觀心本尊得意鈔に曰く

『所詮在在所所に迹門を捨てよと書て候事は今我等が讀む所の迹門にては候はず叡山天臺宗の過時の迹を破して候也縦ひ天臺傳教の如く法のまゝに弘通ありとも今末法に至ては去年の曆の如し』 縮遺一三三〇

尙ほ『四菩薩造立鈔』(縮遺一八五七)の如きは明かに祖判の只本一部只迹一部としての本勝迹劣の元意を知るべし

如斯く約宗の上より臺當の本勝迹劣を論じて到

底一致不可能なりと雖も約教の己顯の上の本迹二門に於て淺深を議せざる事前述の如きにして因果体用圓因圓果は偏に廢すべからずして遂に一妙法に歸して常に兩門雙美の妙法を顯し二理常に存し本迹俱に本有の妙法に歸入する事を知るべし授職灌頂鈔に示して曰く

『本迹の高下勝劣淺深は教相の所談也今ま其義を用ひず』

十法界鈔

縮遺二八六

本尊得意鈔

縮遺一三三〇

四菩薩造立鈔

縮遺一八五四

等の祖文を併せ拜せば『口傳抄』は觀心一致を明して一部讀誦の得意を示し『十法界抄』は四重與廢を明して在世轉入の教相を示して一致を明し『得意抄』は台家過時の法を破するの意を顯すとも吾祖所弘の法華は遂に一致なる事を明し『造立抄』は一代聖教三種教相を明して二門の淺深は時と機とに依る事を示して本迹の一致を顯す

如斯く本迹に約宗の上よりは永く勝劣を成し約

教の上よりは兩輪雙翼の如くにして一妙法を顯して一致を所成する者とす要を擧ぐれば本迹二門の高下勝劣は未開の前に在り二門の一致は顯本の己後に存在する事と知るべし

聖祖の御人格

猪 口 古 童

全世界の人に我が國の理想の最も偉大なることを、代表的に仰がせ、且つ、知らせるものは、我が國の中央から、亭々と無限の天空を貫き、萬嶽の上に表はれ而も泰然と聳るてゐる富士の神嶺であらう、仰げば彌々高く容易に近づくこと得難いやうである、しかし其の中には、清泉洋々と流れ、芳花馥郁と馨うばし、孤蝶も翩翩と樹の下に舞ひ狂ひ、奇鳥も嚶々と深谷に朗歌するやど、誠に一笠の山とは云へ、泰山は斯様に所有風光を具へてゐる、往昔から偉人の風采も亦此の様なものではあるまいか、今私が芙蓉の雄姿を仰いで只管聖祖

の御人格も斯くと信じ、御遺文の一頁を拜讀して
すら此の感が起るのである、建長五年開宗の朝か
ら弘安五年示滅の夕まで、如何様な烈しい大獅子
吼を爲し玉ふたであらうか、孤身を以て渺漫した
權門の邪義を破折し、諸宗の高僧を呵責し、或は
無間天魔と絶叫し、或は獅子身中の虫、國賊と罵
倒し玉ひて彼の『七大寺の寺塔を燒拂ひて彼等の
頸を由井が濱にて斬らずんば、日本國は必らず亡
ぶべし』と極言し、殊に武威嚇々飛鳥をも落さん
ばかりの勢ある北條氏をば小島の主と呼ばはり、
謀叛人と喝破す、其の公明正大なことは殆んど形
容するに言葉なく、そうして、このやうな大罵倒、
大苦諫は一人一家一郷の爲めではなく國の爲め、一
切衆生の爲め、道の爲めに熾んに立正安國の大義
を宣揚し玉ふたのである、其の意志の鞏固なこと
は金鐵の如く其の絶叫は百獸の王のほゆるに似て
容易に當り難い様であつた、しかし此の容易に當
り難い御性格の存すると俱に、又温厚玉のやうか
徳風を以て、人を温かに薰化されたのである、親

子師弟兄弟朋友其の誼、其の愛皆聖文に其の真情、
躍如として溢れてゐる『朝日東天に昇る時、日朗
鎌倉にあるぞと思ふぞと日西山に没する時、日蓮
伊東にあるぞ知れ』と其の情緒綿々として盡きる
ことはない、其の晩年身延の深谷に隱栖遊ばされ
て、六十の老翁猶ほ父母を慕ふの餘り御庵室を距
る五十丁の荆棘を排され峻坂を踏まれて山頂に攀
ち登り故郷の空を遠望して追慕の泣を濺がれ給ひ
し鷲峰神嶺の思親閣を拜する時今昔の感に堪る難
いのである、嘗つて某閣主に、

多年の風雨五十年、嶮はしけれども孝の道云々
と、歌はじめ、又聖祖自らも宣うやう、『今に生國
へは至らねども、さすが戀しくて、吹く風、立つ
雲までも東の方と申せば、庵を出でて、身にふれ
庭に立ちて見るかり云々』と又彼の南條氏御書に
『くりげの馬はあまりれもしろく覺る候、常の湯
へひかせ候はんと思ひ候が若し人にもとられ候は
む、又其の外痛はしく覺る候へば、湯より歸り候
はん程、上總の藻原の殿の本にあづけ置きたてま

つるべく候に、知らぬ舍人をつけて候はば、覺束
あく覺る候まかり歸り候はんまでと存知の爲めに
申送』如何に其の溫情の周到であることに依つて
偉人の半面の深いことをも知られであらう、一度
斯様を聖文を拜し奉らば、如何なる痴漢も、慄然
襟を正しくしないわけには行かない、畢竟聖祖は
理義に嚴正であると共に、情誼にも極めて濃厚で
あつた、所謂柔情俠骨並び具はるとは、眞に聖祖
の御性格を云ふのである、往昔から聖祖の御人格
を評論する者が多いけれども、稍々もせば其の勇
剛壯烈の方面ばかり見て、玉の如き濃厚の徳風を
ば観ないで、單に排他主義者であるなどの論評を
下すことばに淺浮も甚しい者である、斯等の妄論
を吐く者は、其の折伏の真相及び聖祖の御素意の
那邊にあるかを究めない者である、言はゞ一塊の
沒常識漢である。

聖祖は靈山直授本化上行末法の大導師として、
遠く釋尊の使命を齎らして、即ち東西兩文明の合
致點である吾が國に應現せられ、熾んに別頭の教

化を振ひ玉ひし救世者であるから、先づ爾前諸教
に誑惑された思想、即ち邪義謗法を斷じ破折して
そうして濁世救護の第一事とせられたから、開宗
以來廿余年大小の衆難も顧みずに、況滅度後の金
言、勸持品孤起の妙偈を色讀せられた、聖祖の嚴
烈な大折伏は偉大の慈悲を俟つて、初めて現はれ
たのである、『日蓮は去る建長五年四月廿八日より
今年弘安三年十二月に至る迄二十余年の間他事無
し南無妙法蓮華經の五字を日本國の一切衆生の口
に入れんと勵む計り也、此即ち母の赤子の口に乳
を入れんと勵む慈悲也云々』、あゝげに是れ大慈悲
の涙に充ち安慰と至愛とを具備した一大福音では
ないか、吾々は乃ち此の涙に浴することが出來た
時、其の人は其處に聖祖の御性格を知つたものだ
自分は斯ふ斷言することに一分も憚らぬ。開目
抄に言く『されば日蓮は法華經の智解は天台傳教
には千萬分が一分も及ばずとも大難を忍び慈悲の
すぐれたる事なそれをも、いだきぬべし』と、又
報恩抄には『日蓮か慈悲曠大あらば南無妙法蓮華

經は萬年の外未來までもながるべし、日本國の一切衆生の盲目をひらける功德あり、無間地獄の道をふさぎぬ、此の功德は傳教天台にも超へ龍樹迦葉にもすぐれたり云々』身輕法重死身弘法の大慈悲の菩薩とは、誰を云ふのであろうか、法然親鸞等の誑僧は比もつかず、天台傳教すら今の御聖文に依つて知れるであらう、獨り聖祖を除いては末法の導師と仰ぐものはちい、直に聖祖は宗教家の本領である『以慈修身善人佛惠』を色讀された導師である、眞なる哉、師孝の日朗上人を造つたのも大信行の四條金吾を作つたのも、皆其の慈悲に感泣し、如何なる悲境に沈淪するとも、決して身命を省みあかつたことは、自然の結果と云ふべきである、現時宗門の彼は如何に、眞摯に聖祖の慈悲に感泣するもの果して何程あるであらうか。

(をばり)



詞藻

初夏の小吼

太田純志

『我門家夜斷^レ眠、晝止暇案^レ之、一生空過萬歲勿^レ悔』と嚴なる哉聖訓、尊い哉金言、豈に夫れ服膺せずして可あらんや、

時今、榴花碧を燃し梅子正に熟せんとするに當り、北窓午睡に逸せんか、將、吾人の小吼を以て『蛙鳴青草泊蟬噪垂揚浦』とせんか、夫れ狗にして人衣を服するも誰かこれ人なりと云はん、猿にして人冠を頭にするも誰かこれ廟堂の人ありとやせん、現時衆俗圓頂と長袖を見て無用の長物と輕賤す、一理あらん、妙樂大師云へるあり

『像末清焼信心寡薄圓頓教法、溢藏盈函、不暫思惟、便至瞑目、徒生徒死、一何痛哉』と近時各

宗蒞微として振はず、自ら範とかり俗界指導の任に居しつゝ、一切の施設運用遠く彼俗界の活動に及ばず、常に后塵を拜して相距ること數等、之れ何が故ぞ、一度東西古今の竹帛を繙かんか、草莽の匹夫一呼して起ち忽にして三軍の將とあり、六國の宰相となる、時勢は聖賢を生み、英雄偉人を出す、噫、現代は如何、一義を執て十年を越ることも理想の現實は難し、然りと雖も、吾人終日竟夜學々吸々たるは何ぞ、權勢か、榮達か、金錢か、得意か、名譽か、

昔は聞く、常啼は東に請ひ、善財は南に求め、藥王は臂を焼き、普明は頭を刎らるゝと、然るに吾人は座ながらに曇花盲龜も及ばざる、唯一佛乘に値遇しつゝ、豈に悠々然ある可けんや、大自然の佛意は人爲を通して現はれずば將た何れにか其の發現を見得ん、佛法の興隆は只、遺弟の念力によるの外なし、宇宙の眞理は妙法に存す、念力の發現は信仰に有り、信仰は無上の活力なり、

宗祖曰『法王ノ宣旨背キ カタケレバ任ニ經文ニ

權實ニ教ノイクサヲ起シ忍辱ノ鏡ヲ著テ妙教ノ劍ヲ提ゲ、一部八卷ノ肝心妙法五字ノ旗ヲ指上テ、未顯眞實ノ己ヲハリ正直捨權ノ箭ヲハゲテ、大白牛車ニ打乗テ、大白牛車ニ打乗テ權門ヲカツバト破、カシコヘオシカケコ、ヘオシヨセ、念佛眞言禪律等ノ八宗十宗ノ敵人ヲセムルニ、或ハニゲ或ハヒキシツゾキ或ハ生取ラレシ者ハ我弟子トナル或ハセメ返シセメオトシスレドモ、カタキハ多勢也法王ノ一人ハ無勢也至レ今軍ヤム事ナシ』文詮ずる所は天もすて給へ、諸難にも遇へ、黃金の勢力、俗權の猛威、時代の群論、果して之れ何物ぞ、不懷金剛の一大信仰の前には紛々として黃塵の如し、衆愚の喃喃、もとより一顧の價だに吝し、乞ふ恕にせよ、一讀、幸にして高樓の曉鐘たれば。



身延山御書を拜して

北 嶋 精 學

あゝ初夏の朝風、何たる心地の善いことであるふ、見渡せば四方の野も山も緑の雫滴らんとして居る、『綠陰幽草勝花時』とは蓋し詩人のみの誣稱ではあかろふ、予は此の快感に打たれつゝ、聖祖の御廟に詣てまつり身延山御書を拜讀して、御隱樓御當時を追懷して、轉た感涙禁するを得なかつた、此の御書中弘決の例を引き玉ひし中に

昔毘摩大國に狐あり獅子に追はれて逃げけるが水も無き渴井に落ち入りぬ、獅子は井を飛び越ゑて行きぬ彼の狐井より上らんとすれども深き井なれば上ること得ざりき既に日數を經る程に飢死なんどす其時狐唱へて云く『禍哉今日苦所通便當ニ破ス命ヲ於丘井ニ切萬物皆無常ナリ恨クハ不サルト以レ身飼ハ獅子ニ南無歸命十方佛表ニ知マヘ我心ノ淨クシテ無レコトム』

どの文がある、一寸考へると如何にも滑稽な事

の様だが、熟讀玩味したならば、此の狐の語の中には無上の深理が含まれて居るのである、彼の狐が一度は命を惜んで逃げたけれども正に餓死せんとするに及んで、一切萬物皆無常である斯くして徒らに餓死する様であつたから初めから此身を獅子の飼食に與へるのであつたのに、と云つた語の中には確かに、我等に向つて醉生夢死を誡めて居るのでは無かるるか、生を此世に受けし者貴賤貧富の別なく、一度は是非死ぬるのであつたからば其死をして意義ある死としたものである、『あざけちや疊の上の野たれ死に』では困る、是れと反對に『身の果てを錦にのこす豨哉』であつて欲しい、聖祖が四條金吾へ與へられた御消息に

百廿迄生きて名をくたして死せんよりは、生き一日ありとも名をあげん事こそ大切なれ、中務三郎左衛門の尉は主の御爲にも佛法の御爲にも世間の心根もよかりけり〜と、鎌倉の人々の口に歌はれ玉へ、藏の財よりも身の寶積れたり身の寶よりも心の寶第一あり、

と御訓誠成されて居りますが、四條氏も常に此の御聖訓を色讀されて居たから、知行攷收せられども如何なる迫害に遭遇成されても確固として動じ玉はず、竜口法難の如きは共に聖祖に殉ずるの覺悟をせられて末代信者の龜鑑と成り玉ふたのである、而れは我等も徒らに醉生夢死して渴井の狐に劣る如き行動があつては成らぬ、而して何處迄も献身的の活動を續けていつたならば、それが懸て意義ある死に對するの用意である (終)

如何にして進むべきか

福 島 瑞 岳

明治天皇の御歌を拜誦すると其中に『黒金の的射し人もあるものを貫き通せ大和心を』といひ『こゝとかくて治まる世にも民の爲思ふ心はやすむ時あり』と仰せになつてあります私は此の御作を拜誦する毎に肺肝に泌みこむのです有史以來殆んど比類ない英主にまじまして又比類のない鴻業を立てさせられた我が日本國のみにかと申すと、さうで

はない『四方の海みなはらからと思ふ世になど浪風の立ちさわぐらん』と仰せにあつて世界萬國の事までも御心配なされてある事は私が今新しく申すまでもない斯の如く吾々をして志操を堅固にすべきことを示されてある吾々國民たる者は深く思ひをこゝに致さねばからぬ實に今日の如く世界各國から對立して各方面に烈しい競争が續いて居るではないか今此の時に當つて老幼を問はず男女を論せず苟くも我國民たる者はしつかりと覺悟の臍を固めて世の中に立ち進まなくてはならぬ若し互の心に少しでも緩みかあつたならば國家の前途が氣遣はしいのみならず吾等も決して安穩には居られぬ小い成功に安心して驕慢の心を生ずる者と小い失敗に力を奮はれて絶望する様な者は『生きて不生産的動物たらんより寧しろ死して社會の經濟を妨げざるに若す』と叱して然るべきではいか此に於てどうしても必要を物があるそれはなんであらう即ち精進と忍耐である世の中には随分進む事のみを知つて忍耐の乏しい人がある又忍ぶ事の

みを知つて精進力の乏しい人もある此の様人は
始んど北海道の熊の様である、それ熊は魚を取る
と云ふ點に於ては實に巧みではあるが其の尾を結
ぶ事を知らぬ故に皆んち尾からぬけてしまふので
ある、故に此の兩者相伴はねはならぬ論語の中に
『譬如爲山未成一簣止吾止也譬如平地雖覆一簣進
吾往也』古來有名な發明家、政事家、事業家、教
育家、宗教家等多いが皆此の忍耐と精進に依て世
の中に進み活動したのである六百有餘年の宗祖の
御一代を能くく觀察するに是れを示されてある
あの鳥も通はぬ北海佐渡ヶ島一間四面の辻堂に雪
は積りて屋根よりも高い、壁は落ちて身をつく様
を寒風をしのぐ事も出来ぬ中に泰然として御經
の御讀誦『今日蓮末法に生れて妙法蓮華經の五字
を弘めてかゝる責めにあへり佛滅後二千餘年日蓮
の外法華經の故にかくまで身を苦しめたる者あり
とも覺えず日本國の萬民惡まは悪くめ釋迦多寶十
方の諸佛に譽められまいらせば其面目悦ひ身に
餘れり日本國一切衆生の苦を受けるは是れ日蓮一

人の苦なり』と日本國一切衆生の爲に御忍び遊ば
さり又『師子王の如くなる心をもてる者必ず佛に
なるべし例せば日蓮が如し日蓮は日本國の棟梁也
予を失ふ者は日本國の柱を倒すなり、我日本の柱
とならん我日本の眼目とやらん我日本の大船とや
らん』と大勇猛な堅き決心を有し。わたう二陳三
陳つゞき迦葉阿難にもすぐれ天台傳教にもこへよ
かし僅か小島の主等がをどさんをれじて閻魔のせ
めを何かにせんと、活々とした御教示を下さりた
のである日本國民吾等門下たらん者第二の日蓮
として二陳三陳と宗祖のあとを續いて進まねばな
らぬ。(をばり)

迷信を打破せよ

山 間 道 人

由來、洋の東西、國の如何を問はず、原始時代
にありては迷信的信仰の存せしは、史實に徴して
明あり。これ太古の人智未開の時代にありては、

唯一の安心の、一手段として認められしは、また當然ありとす。然りと云へども、人智既に開發せる現代に於て、尙斯の迷信の存するは、吾人信仰を所談とする宗教家としての立脚地よりして、之を見れば研究すべき大問題たらざるべからず。

今や我が帝國は、數次の戦に勝を制し、遂に世界有數の強國として、列強の班に列あり、また古より君子國として人も認め自も許すものあるに、國民思想の表現たる宗教の信仰に於て、野蠻の風猶去らず、原始的最下級の信仰（迷信）によりて其進むべき正道をすら失ひて、彷徨するに至りては其榮譽ある國家の体面に及ばず影響や果して如何。國民の信仰は、國家の文明、及び、民心の歸嚮するところを窮知し得べきものとすは、學界の定論あり。然らば愚の極なる迷信妄信の輩多々ありと云はば、國民思潮及文明の低劣なるを想見して、余りありと謂つべし。然らばこれ國家の屈辱として、大あるものならずや。眞の信仰を以て立つ宗教の威信をも失ふべき大問題ならずや。

翻て思ふに此の迷信の、一國の風教、社會道德、に及ばず連鎖的事實に徹して鑑みるも、實に怖るべき害毒を民心に流すは識者の既に認むるところなり。例せば一の生殖器を象りて祀り、以て之を崇拜するものなりとせんか、其拜者の心理上の作用は遂に不知不識の間に、自ら淫心を生じ、自然の勢として懦弱の源をなし、延ては無恥不廉破倫のものとなすや知るべきのみ。此の如きは得て流し稍もすれば一の忌むべき時代精神を形成し、進んでは一國の精神を亡ぼし、其体をも滅ぼすに至らん事推して知るを得べきあり。爲政者は、小なりと云へども、反逆者を怖るゝ事甚しきものあるも、而かも迷信（國家を危機に陥るゝ）を恐るゝの念毫もなく、平然として袖手傍觀し、對岸の火災視せるは彼等亦無智なりと云はんか。所謂一を知りて二を知らざるの徒あるか。遡りてかゝる迷妄の信仰の現今に至るも、絶えざる其罪那邊にありやを考察するに、彼の武家の輩、天下の治權を掌握せしより、所謂武家佛教からざるものは如

何に深遠なる哲理を有するもこれを壓迫し、其宗義を演ぶる事を禁じたるが故に、先哲も涙を呑みて、山に逃れ、隠れ、遂に一の山間佛教を形成し止むなく之に甘んじ來り、社會の信仰をも誘導する事なく恰も死佛教の觀を呈したりし其餘習今猶存するなり。然れどもそは一面の見解にして、再往之を見れば先哲諸師も、山間佛教の何等拘るところ無きに狎れ、宗教家てふ立脚地を忘れたる所謂、無自覺、無信仰、無氣力なる宗教家自身の罪に歸せずんばならず。吾人は先哲を罵り以て死屍を鞭つが如きは決して快しとするものにはあらざれども現下の宗教的墮落を見ては黙すべからざるものあればなり。今や覺めむとしつゝある、吾人宗教家は、須く國運をして危機に導く迷信を打破し、一切衆生をして、久遠本佛に歸命せしめ、唯一の歸依所たらしむる眞の信に導き、正しき宗教の安心を得せしめざるべからず。これ國家の体面を保ち、國家の危機に至るを未前に防ぎ、一同に本佛の慈光に浴するに、宗門の權威を遠永に示す

所以のものあり。故に予は愛國護法の誠意を致さんとする、青年求道者は迷信を打破するを、第一の急務ありと敢て云ふ。叫ばざるべからず迷信打破!!

三日坊主の代表者

結 城 瑞 光

『何だつて己は學校の課業なんぞに、こう苦しまされるのだらう』と或時ふと、こんな事を考へて、溜息を吐いた、『己はこんなかに勉強しなけりやからな運命を持つて居るのだらうか』と、又つぶやかざるを得なかつた。

あゝ夏は厭やだと、思はぬ日は一日も無い、朝は起られぬやいと、とは云へ、四時には本堂へ出かけりやならぬやいと、御經が終れば、掃除に懸らねば、これられるし、晝は暑しいし、又夜は眠い、こうやつて己は何時が理想を、勉強時間だか見出す事が出来ぬや、然も、大聖人は身延山御書に『晝

は終日に一午妙典の御法を論談し、夜は竟夜要文誦持の聲のみ哉」と、前へ出れば打たれ、後へ戻ればたごさる、身上こそあはれなものだ。

己は一日、大英断をやらうと決心した、朝早く起きて勉強しようと思つたのだ、然しそれは、駄目だつた、勇士は轡の音に目をさまし、貧乏人の子は茶の音で目を覺すの喩の通り、己の起きたのは、もう本堂へ出る時だつた、その時、己は魂が抜けた様に落膽りしてしまつた、これじや目覺時計も何も要りやしない、前の晩仕掛けて置いた時刻よりも、二時間も遅れて起たのなもの。

己は實行の能ない、薄弱な男だ、況んや夏になれば一層ぐたぐたにある男だ、己はもう今度と云ふ今度は、ほどほど勉強するのが厭になつてしまつた。

むじ暑い息苦しい日に、己はこんな自ら苦んで、勉強する必要があらうか、先天的に勉強する必要があらうか、教師は何故こんなやつまらぬ、面白くない、問題を興へるのだらうか、己はこんな

事をするのは、本當に馬鹿らしいと思つた事は、一度や二度ではない、こんなに苦しんだ所で前途に何等の希望が無い様な氣がしてならぬ、もう明日から坊主を止めて還俗するか、實際四教義もいやだ、おほさら英語も、代數の本も、川の中へ捨て、了まうか、將又火に焼いて了うか、いや、面倒臭いし未香臭いから、一層思ひ切つて死んで了まうかなど、種々を想像さへ畫いた事もあつたものだ、思ふまいとしても勉強するのが厭で仕方がなかつた、學校の事を思ひ出すのも厭、果ては教師の顔を見るのも厭にちつて了つた、それでも己は時折此んを事ではならぬ、僧侶は社會の指導者しつかりしかくではならぬと、自己を鞭撻した事も多い、先達の晩、近頃感心に、御妙判に夜を更かした、己も其時ばかりは、流石に床に入つてから、枕の上でよくよく自己の神妙を事に恐れ入つた、然も恰度、方丈の鐘の凄い音が、勉強嫌ひを己の頭を反省させた、己は明日から心を入れ替へて、勉強する積りだ、そうして未來には立派な

宗敎家となつて、師匠や父母を喜ばせたいと思つた。然しそれが永く續けばよいのだが、元來が三日坊主の代表者だもの、二日の間は自奮自勵もするが、三日になると如何ともする事の出來ぬ意氣地なした、己一人できめたのではない、己と文際してゐる男は皆、己を意氣地なしと心得てゐる。兎に角物は例した、明日から精々やつて見やう。

要するに、夏は人間が墮落する時だ、節制を失ふ季だ、生來人間は辛捧が弱いから、車があやうい、そこが弱点なのだ。己も自然の理に支配されて居ると思へば泣きたいやうな情けない思ひがある、然し今迄の己の思想や行動に賛成する奴があれば、日本國は亡びるのだ。大聖人の仰せられた『時を待つ可きのみ。』の時は來た、一日も早く奮起覺醒して國土の壯嚴と人類の幸福をはかる宗敎家とあつて、己見たよふな、亡國家を破して貰ひたいものだ、さもなければ、己と同じく、墮落坊主の誹りを甘受しなければならぬ時に遭遇するであらう。(終)

異體同心

二宮龍忍

吾々人間社會は、諺に云ふ旅は道連れ世は情け。たとひ一枚の着物一粒の御飯でも、皆これ何十人何百人の力と汗の仁慈の賜。互に相寄り相扶けて双方持ちつ持たれつた互に、社會人生の發展がある。宗門とても此通り。本門の御本尊を打仰ぎ、王佛冥合の戒壇を三國一と飾り立て、妙法五字の旗風勇しく、此大日本國を中心に、四海歸妙。世界統一を理想とする上からは、百五十萬の信徒。五千個寺の寺院一視平等自他彼此の心なく、七百年來雄々しくも掲げ來つた金招牌の箔を増し、内外相寄り眞俗打とけ益々宗門の發展宗風護持の計を立つべきである。其祕訣とは外に無い。身體は十人が十人ぢがら異て居ても、心は百人が百人ながら同じく一つだと云ふ『異體同心』の四字これである。

こゝに同心と云ふ。誰の心に同心するのか、云

ふまでもかく、一家には小僧さんも居れば番頭さんも居る。番頭さんが小僧さんの心に同心して好か真似をし、小僧さんも番頭さんに同心して勝手なこと計りしては、家は亂脈、商賣は出来ぬ。小僧さんも番頭さんも、等しく主人の心を心とし主人に同心してこそ、家も圓満商賣も繁昌と云ふもの。四十七士は大石良雄一人の心とあつて亡君の追善を完うした。宗門に先師先哲學者信徒僧俗と種々雑多に仕事も分れ身體も違ふ。されど、宗門たる一家族の主人は誰である。一城一國に譬れば其の城主國主は申すまでもなく、大聖人の外にない。されば『日蓮ト同意ナラバ』と仰せられ、『日蓮ガ一類ハ異體同心ナレバ人々少ク候ヘドモ大事ヲ成ジテ一定法華經弘マリナント覺ヘ候』とも、『日蓮ガ弟子檀那自他彼此ノ心ナク水魚ノ思ヲナシテ異體同心』なれ、『若然ラバ廣宣流布ノ大願モ叶フベキモノ歟剩ヘ日蓮ガ弟子ノ中ニ同體異心ノ者之アレバ城者トシテ城ヲ破ルガ如シ』と、御誠め下されて居る。

既にかく同心しまゐらせた上からは、自分と同心して居る同志者同主義者を互に供養恭敬尊重讚歎し、涅槃經の『内ニハ智慧ノ弟子アリテ佛法ノ深義ヲ悟リ外ニハ清淨ノ檀越アリテ佛法久住』する道理。大聖人の道を修行するものは、正しく其の道を教授して下さる善智識を正師と仰ぎ、道を修行する同行者同志者は『忘レテモ法華法ヲ持ツ者ヲバ互ニ毀ルベカラズ』と、『法華經ノ功德ハ讚ムレバ彌功德マサル』との御教を體し互に相策勵し、互に扶助誘掖し、内は正法を護持し、外は侮を禦がねばからぬ。『同行讚美』とはこれである。五指の交々弾かんよりは一拳に如かず。一人一人の力は以て一つの力に及ばない。我等は大聖人の仰を其儘に上は教授の善智識。下は外護の善智識。同行相倚り相扶上下等しく大聖人の心を心とし、上下を一つにして時機相應の順風に、乗台船の追手天候大聖人の御指圖船長次第に打任せ、四海歸妙の港に入るやう共に力を添へねばあ

るまい。

以上。

宗祖の孝道

佐藤 慈典

孔子は『夫れ孝は仁を爲すの本か』と云はれ、釋尊は『教化の紀は孝順を本とす』と曰はれてあるが總て善根の根本と成る者は孝である。宗祖云く、『如何に況や佛教をあらはん者父母師匠國恩を忘るべしや』と、御聖訓は詮する所報恩の二字に歸するのである。報恩は本知思より發る故に思を報せんとするには先づ恩を知らねばならぬ。此知思報思は實に世間出世間の最大事である。故に佛陀は思を知り思を報ずべしと仰せられたのである。今是れを宗祖に於て窺ふあらば、宗祖御一代の行事は總て知思報思の爲である。天福元年御年十二にして清澄山に登り、延應元年御年十八にして御剃髮し、仁治三年より己來十二年の間叡山に奈良に三井に高野に修學せられた宗祖の前半生は、實に知思報思の準備であつた。されば宗祖は又『此大恩を報せんには必ず佛法を習ひ究め智者とから

では叶ふべからず』と仰せにまつて居る。此仰に依て見れば宗祖の修學は父母師匠國主等の大思を報ずる所の智者と成らんが爲である。然らば何故に智者とからでは思を報する事が出来ないのであらうか。宗祖があらゆる刻苦修學遊ばされたのは先づ佛教の權實を辨へんが爲である。教法の權實を辨へずして、如何に父母師匠國恩を報する事が出来るであらうか。

而して宗祖の後半生、即建長五年四月御年三十二にして開宗、以來弘安五年十月の御入寂に至る三十二年間は此大思を正しく報せられた時代である。建長第五の開宗は則其宣言である。開宗後御敵景信の難を避けて華房に到り、進んで鎌倉に大折伏をせんと決意したる宗祖は、先づ故郷に歸りて父母を得度せしめ、本門の妙戒を二親に授けられたと云ふ事は實に意味の深い事だと思ふ。而して後宗祖は或は鎌倉の瓦石の雨の中にも、或は龍の口の頸の座にても、寸時も忘れた事の無いのは御両親の事である。伊豆の伊東へ御流罪に成りたる時

も船守彌三郎夫婦の厚い情けを受けては父母の伊東に生れ替りて日蓮を慇れみ給ふかと思召され、龍の口の土壇場にても、今度頸を法華經に奉り其功德を以て父母に回向せんと、則宗祖は諸の善根功德は先づ父母に奉つたのである。身延御隠棲の後も尙父母を慕ひ、嶮阻極まる五十町の急坂を風雨を厭はず奥之院に登られ、東の方遙かに故郷を眺めては暗涙に咽びたまひて追善の御讀經遊ばされし如きは、釋尊はいざ知らず、他に於て如是孝養を見る事が出來得るであらうか。我々法華經の行者は聖訓に隨ひ恩を知り而して報恩の修行が何より肝要である。

宗教家の覺醒

臚 月 生

今や文運日と共に進み、明治維新己來、五十年の進歩は實に偉大なものである。然し此れを以て完全なる進歩とは言ひ得られまい、何故なれば、

そは物質的文明にのみ走りて、其處に何等内面的精神文明が伴はぬからである。科學文明は可成進歩した様であるが、精神的文明も是に伴つて進歩したであらうか、甚だ疑はしいものである。

諸君試みに眼を現時の思想界に放て見よ、其處に何れだけ、吾人に満足を能へる者があるか。ないではないか。殊に思想界に於ても、宗教界に於ても然うである。現時の宗教界は如何だ。其の信仰は太く衰へ徒らに儀禮の、末節に華美を競ひ、僧侶は救濟の道を忘れて、衆俗と共に、現世の欲求にのみ吸々として、日も足らざる有様ではないか、往古淳朴の風、敬虔の俗、蕩然として、將に地を掃はんをして居る。實に宗教界の危機である。宗教家は、大いに覺醒せねばならぬ。殊に吾宗の如き、一生活動を以てせられし、祖師日蓮の門下として、其の主義を繼承する吾人、斯の如くにして、尙本化門下と稱する資格があるか。吾宗は實に六百年の昔、宗祖が、鎌倉の街頭に、四箇の格言を絶叫せられてより、己來多くの、先師の、血

と、涙を以て、織り出された宗旨である。吾人今にして、大いに覺醒するべくんば、如何に、口に、皆歸妙法を、唱ふるも、詮なき事である。戰つてこそ始めて、向上もし、發展も、爲し得らるゝのである、争闘があくして、向上は、闘争があつて、始めて、向上があるのである。吾人が、吾が日蓮主義を、宣傳するに當つて必ずや幾多の闘争が、演じられるであらう。何故なれば、それは我が弘經法が、折伏主義であるからだ、實に本化の弘經は、折伏でなくてはならぬ。然し時機によりては、攝受的順化も併せ用ひなければならぬ。宗祖當時と今とは、時に於て、人情に於て、所化の智識に於て、大いに異つて居る、故に宗祖の折伏を以て、一概に現今を律する譯に行かない。現代は、凡てを、科學的に、組織し様と、企てて居る時である、斯かる時に處すに、我々布教家は、奈何しても、布教上の全部面を、學科的に、調整しなければならぬ。現代は、凡に智的である、故に我等布教家は、勢ひ、豊富な、而も確實な、思

想がなくては、衆人をうかつかせ、誘引する事は困難である。唯説教の様式や、説材の配列、を知るのみが、布教者ではない、高座の上での、手付さや、辯の廻し方が、巧いのが、必ずしも布教家の誇りではない。今の布教は、談して居る時、一時感動を興へるだけでは駄目だ、其の土地の人情氣風、傳説、又信仰状態等を、調査した上で、臨機の布教を爲し、聽者をして、永久に、忘れられん何者かを、興へなければならぬ。斯く布教するには、布教に對して、今少し熱誠ならては駄目だ。要するに、今の宗教家には、布教に對する、熱誠が足り、勢ひ死氣力に、實際今の宗教家には氣力がない。吾が徒は、最少し布教に熱誠を以て對機に對して万斛の同情、滿腔の慈悲を以て、而も、如説修行抄の、不惜身命の、聖旨を奉じ、宗家第二の繼承者として、充分に其の責任を果さねばならぬ。諸君大いに、醒めよ、而うして奮闘し以て本化門下たるの責任を果し、后靈山に於て宗祖の慈顔に見ゆ可きである。六、六、一三、

心 臟 譜

K O 生

ほんとに嘘のやうだ、あんちにはザア／＼降てたよんべから今朝への雨が今はカラリと晴れて樅の裏葉をかへす陽の光がまぶしく照る。遠地の山が濃いコハルトの中にクツキリ浮み出てその渡る風にサンマアの香が漂ふて居る。

自分の室の小窓から私は首を突き出して浸潤の世界を見渡した。新築校舎のあたりから作業の音がこんがらがつて聞へる。其響が綺麗に澄み切つた空に波紋を生じて雲のあかたへ流れてゆく、下の小道を郵便夫が右の手ばかりを振り／＼のぼつて来る、氣持よい初夏の精を吸ひながら。

『なせ、私達に翼を呉れなかつたのだらう？』今やさしく大空を翔け巡る鳩を見て私は造物主の不公平を恨んだ又それといつしよに緑の若葉を憎んだ、さも愉快げにジー／＼音を立て、養分を宇宙から盗んで居るきざな若葉を。そしてつく／＼生

の倦怠が私の頭をしびれさせた時、正午の法鐘が何物かを壓へるやうに鳴つた。それと同時に私の唇が綻びて微かな笑が漏れた、小首をかしげてチツと聴くと私の心臓がコト／＼音を立てながらこんちことを謂ふ居た。

『ヘン雨後の若葉が何んだ、阿奴には信が無い、己には宗教もある。鳩だつて放縦癖に喧嘩ばかりして居やがる、己には信智が瀰り自由が設けられてある、怎うしても己は偉いな。』

私はヒタと小膝を打つて再び微笑るまずには居られなかつた。



春季修學旅行記

菊池泰旭

五月二十五日 晴天

雲霧尙深く閉ざし、東雲漸く白む頃、吾旅行隊一行、三十九名は、田附深澤兩教授引率の下に、旅行の途に付く。四時、山門前に、集合。梵音朗々道中安全を祈り、懐かしき身延を後に大野に向ふ。

五時半二隻の船に分乗し、朔は横たへれど、詩を賦して、曹孟徳を氣取りあり、舷を叩いて歌ふあり、船は岩淵に着きぬ。

十時三十二分岩淵驛を發し、藤澤に着きしは二時三十分なり。

北八丁余にして、遊行寺に至る。時宗總本山にして、小栗判官、照手姫を祭つる。藤澤より、電車にて、片瀬に行く、龜口寺に詣ざば、最初目に映ぜしは、高壯の建築よりも、「刑場舊地」の立札なりき。

暫偲ぶ、文永八年九月十二日の更夜嵐！諸堂參拜を終へ、江之島に歩す、例の呷き

も、馬耳東風を聞き流し、辨財天に詣で、右願左望鳥帽子岩稚兒ヶ淵龍登の松を勝つ、龍嶺に入る。洞は金剛胎藏の、二道に分れ奥に大日尊を安置す。

夕陽西に傾く頃極樂寺に至る、運慶作阿云の面、三國傳來の釋尊、其他二三の寶物を拜し、七時鎌倉に着く。

后三年の役の勇將、鎌倉權五郎景正の、御魂を祭り。四條金吾の舊屋敷。長谷の觀音に詣でて。八時頃宿屋光則の屋敷、土の牢に着きぬ、時や弓月、松の梢に懸り冷めたき風一陣、薄暗き中に、朗上人が徳を慕ひつゝ、牢前に跪まつける時は、一同御題目の聲も、涙を帯びて振へり。此處光則寺を、後に、大佛を経て、本覺寺に着きしは八時半なりき。當寺は東身延と、稱し、朝師、宗祖が眞骨を分け、奉安す。朝師を二世とし、朝師が恩師、日出の開基なり。此地は、宗祖佐渡御赦免の砌、御滞在の惠比壽堂の舊地なり。

着床十一時。

五月二十六日 晴天

四時半起床。朝師堂に勤經を終へ、朝食に付く、終はれば當寺檀頭、關保兵衛、關芳太郎、兩氏控抄に兼て、鎌倉名産、瓦センペイ一箱つゝを、贈らる。境内に、刀劍名匠正宗、及び剛力石渡新造左衛門の墓あり。山主、及兩檀頭の厚意に依れる地事に明るき、案内者の、導くが儘に従へば、鶴ヶ岡八幡、丹碧標として、棟宇宏壯、石段を登れば第十七段、是源氏三代滅亡の處、銀杏は其の昔を語り顔なり。寶物箱に至れば其多なる、筆録の、及ぶ處にあらず、國寶のみを、茲に擧ぐ、後白河法皇より賴朝公へ贈られし刀三寸余寸。天鹿兒弓天直毛矢、源義朝公奥州討伐の節奉納。菩薩の面賴朝公奉納。五龍の御衣、龜山帝弘安役の節奉納。拜覽終つて武衛殿。神奈川師範學校。賴朝公墓所。島津豐後守の墓。等、又感無きにあらず。鎌倉の宮に詣す、護良親王を祀れり、山腹に土牢あり、建武二年淵邊義博の爲、哀れる、最後を終へ玉ひし所なり、廣き二間四方余。歩に従て、北條九代屋敷。鍋冠親師行法の地たる妙隆寺。

辻説法の舊地。安國論詠草の安國論寺。櫻
殿親王の開基なる、妙法寺等に詣す。中食
は、松葉ヶ谷、長勝寺に到れば山主吾行を
欽び、自ら寶物の説明、松葉谷最初靈地に
關する、正細なる力説は、安國論寺妙法寺
等、安國論、御記草囀の、多なるに、疑ひ
居りし、折柄とも、痛く感ぜられたり、當
寺は京都本國寺の舊地なり、午後一時、當
寺を、辭して、牡丹餅の靈地常榮寺。日照
上人掛錢の靈地實相寺。伊東左遷、出船の
地、妙長寺に六百年の昔を偲び、行くこと
敷丁、香風園に、涼を入れ、建長、園覺、
兩山には、今昔の感なくんばあらず。徒歩
大船に至る、四時十三分發横濱に向ふ。五
時横濱驛に着し、電車にて常清寺に入りし
は、五時半なりき。夜は一堂、特別の厚意
に依て、活動のロハ見物、了へて一時間自
由行動。十二時着床。

五月二十七日

起床四時半。六時常清寺を、辭して、常
清寺御賢弟の、案内に依て、市街。公私建
築物、西洋町。海岸通。築港。公園を、見

物。十時五十何分の列車にて、横濱を發し
東京に向ふ。東京驛に着せば、懐かしき古
友東京の諸兄は、七八名も吾等を迎られて
感謝の辭、思ひ／＼の挨拶に、早宮城前に
着きぬ。靜かに今此三界の讀經は、王佛冥
一の叫び。日比谷公園銀座通りを見物、午
後一時半、一傳馬町別院に着く、折も折其
日は婦人會員身延參拜慰安會の催し、重子
様より、菓子のお養を、受け、併て、其末
席に座して、松本綿子女史の、築前琵琶、
小松原の曲を聞くを得た。三時より自由行
動。各自、思ひ／＼の樂しみやありけん。

十一時着床。

五月廿八日

午前四時半起床。七時準備を終へて、伊
藤兄の案内によりて、芝増上寺に、秀忠公
御廬を拜し、芝公園大隈伯の銅像前に、少
時の休息。泉岳寺。宗務院。を経て、九時
四十五分、品川驛に至る。それより、池上
に向ふ。十時十五分、大森驛着、十一時、
池上本門寺に詣す、本堂、開扉、寶物拜觀
を了へ、宗祖茶比場、宗仲夫妻の、御廬を

拜し、大崎に向ふ、寶物の重なる物、兄弟
鈔妙法尼御前御鈔、建治の御本尊、皆宗祖
が御眞筆なり。其他臨滅度時の半鐘。金の
香爐。等寶物多し。庭は、關東第一の稱あ
り、勝安房と南州との江戸城開放談判の、
舊地。尙、境内に、星享之墓あり。二時、
大崎に着す、今日しも上棟式日にして、五
百の賢子は、嬉々として準備に忙殺たり、
是非この事に、其式の末席に列し、撮影さ
へもなして、堀之内妙法寺に着きしは、六
時なり、茶菓の饗應あり、尙檀林生一同よ
り、菓子を贈くる。七時十八分妙法寺を辭
して、上野博覽會に向ふ、不忍池上に映つ
る會場の夜景を眺めながら會場に入る、さ
ながら、東海道五十三次を旅行するの感あ
り。九時閉會なれば、靜かに見物し得ざり
しを遺憾とす。愈々今夜は東京を辭す、路
傍の建築等、別離の感あり。飯田町驛に至
る、大崎山梨學友會諸師、及び在京古友に
送られつゝ、長蛇疾驅、忽ち夢幻の境に衍
徨ふ。

五月二十九日 晴天

甲府々々の、金切聲に、驚き見れば時正さに五時、汽車を下り、信立寺に朝齋を終へ九時半遠光寺に行く、晝辨當を頂き三台の馬車は線路の軋り音高く十二時半、青柳に着く、諸堂參拜寶物拜觀、二時颯澤に至る、三時、颯澤を出船、失敗談感想談に時の移るを知らず、五時半波木井に着船、夕昏、祖堂前に教頭閣下及居餘り生の出迎を受け、宗祖に無事歸山を告げ、一同欽然裡に解散せり。時正さに八時なりき。己上。



同窓會記事

月日に關守無しとしか、今年の春も早く暮れてしまつたが、月日の進むに従つて我が同窓會は益々發展する。昨年の大會に於いて、總ての點を改良し又補足したる同窓會は此の一年間に長足の發展を來し、此處に例年より少し後れて五月二日定期大會は開かれた。然して吉田教師を議長に田附教師を副議長に推し(議事半にして要用ありて

歸寺されしを以つて藤田教師之に代る)午前十時開會より午后四時迄會員一同倦怠の色も無く會則の修正其の他諸般決議討論ありて議事全く了るや更に幹事の改選を行ひ大正六年度定期大會は此處に全く終了を告げたり。

新任幹事左の如し(部長は各從前通り)

- 高等部二名
- 藤岡 一行 會計
- 松木 本興 講演部
- 中等部二名
- 小坂田龍教 運動部
- 猪口海靜 文學部

尙昨年度に定めたる、幹事(舊)に對する謝意の件も今年より實施する事となり、去る六月十三日表彰式を行ひき。

講演部より

青葉の茂る初夏の候に成つた、木々の若葉のズン／＼伸びて行くのが眼に見へる様な氣がする

我が講演部も、亦其の如く、益々發展し

つゝある。毎周二回の耕辯會に、各當直辯士が、我劣らしき練磨して居る有様は如何にも氣持が好い、そして天氣の好い日には滴るばかりの綠林中に、誰や知らぬ、自然を對手の樂說辯の聲さへ聞こへる。斯くの如くにして我が講演部は愈々發展して行くのだ。

今迄のは、内容の發展である、左に外部の方面を略記する。

回説教 四月十六日、妙石坊妙法二神祭に前講溝田に續いて森田教頭の說教あり、終つて泉、松木、藤田等の通夜說教に數十名の參詣者熱心聽法せり

回灌佛會幻燈 例年の如く、五月七日午後六時より、釋尊並びに宗祖御一代幻燈會を開きしに、萬堂の參拜、立錫の餘地無かりき。因みに辯士は、松木、安積、荒木、長田(釋尊傳)早川、溝田、藤田、川口、辻、猪口、の諸兄にして、技土主任、太田、望月(海)なりき

回説教 五月十一日は陰曆三月廿一日にて願滿堂の祭典なりとを以つて、早川、藤

岡、松木の三名出張せり

○説教 舊曆三月廿八日（五月十八日）

奥之院の祭禮にて其の前夜通夜説教の爲、

泉、藤田、安積の三名登院せり

○開關會幻燈 六月十六日夜本沙堂に於て

祖傳幻燈大會を開く、辯士早川、松木、藤

田、小坂田、佐藤（秀）今江の諸兄、技士

は主任として猪口、坂木外に三年級一同を
之に當つ。

■井上博士講演

——六月十二日午後三時——

哲學館の創立者にして我が國學界に、功
少なからざる、井上圓了博士の參拜されし
を機とし一場の講演を依頼せしに氏は「吾
か主義」てふ題下に其の主義を、東洋主義、
教學提携主義、實行主義の三別とし、約一
時間半に亘る間の講演あり、得る所多大な
りき。（秀月）

■運動部から

當部は先きに運動場を學院校舎敷地とし

て提供してより茲に凡そ半箇年を経過する

も未だ新運動場設置の運びに至らんのは遺

憾な事である。然し今折角當局及び地主と

折衝中なれば新運動場開設の日も遠くはあ

るまい、若き百余の健兒は只管に運動場の

出来るのを今日か明日か翹望して居る。

一日も早く開設したいものである。

昨年大會の決議により設置した弓術部は

開設當時は可成盛人の様であつたか何うし

たが此頃は減きり振はなくなつた。今后大

いに振つて開設當時にも増して盛んにした

い者だ。諸君大いにやらうではないか。

五月廿五日當部は會則により四泊五日の

春季旅行を鎌倉東京方面に試みた。天氣は

快し至る處優遇されて大いに愉快なる旅行
であつた。（同記事は、別項に備ふたり）

（良、U生）

■文學部から

諸賢が愛でる棲神は、諸賢等の精神的産
物である、種々の要求も希望も皆此の中に、
歌はれるのである、出來得るなら全原稿を

悉く載せたいのだ、然し未だこれに及ぶ力

に達してゐない、微力な本會は何時も「金

と相談」、遺憾ながら紙數に限りあると云ふ

ので行き悩むのである、然るに幹事諸賢の

應援を俟つて此に第七回の發刊の實を擧ぐ

るに至つた、諸賢が投稿に對する遠慮や躊

躇は絶対禁物である、ドロツツを恐るゝな

ら寧ろ初めから入學せぬに若かすなどの皮

肉を的面に取ることは、周到の人物と云ふ

べからずである、吾々青年が基礎を固める

上に於ては、ドロツツ何物ぞ、幾度失敗す

ることも、實所に到達して珠を採るまで努む

べき時ではないか、げに口と筆と能く提携

するに非ざれば以て布教の實を擧ぐるこ

を得ず、轉んでも只だで起きるな、努力々

々！ 是れ吾々が握るべき最も完全な權桿
である。

因みに當部雜誌總發所は、前きに他家
の教義雜誌としては、會友某氏寄贈の「山
家學報」あるのみなりき、然るに這般會員
諸賢の思想發展に貢獻せんとして、眞宗
大谷派の教義雜誌中に於ける「無盡燈」

を購求して之を備へたり、猶中等部諸賢の爲めに暫らく中止して居りし中學世界も亦今回共に備付けたり。(K、I生)

■金品寄贈者芳名

- 一金貳圓 降誕會祝儀 法主 狛下殿
- 一金五圓 全上 本院 殿
- 一金參圓 全上 支院 中
- 一金壹圓 全上 深敬病院 殿
- 一金壹圓五拾錢 全上 本院役課 殿
- 一金壹圓 全上 覺林坊 殿
- 一金壹圓 全上 竹井坊 殿
- 一金五拾圓 喜壽御祝 會長 狛下殿
- 一金五拾錢 身延村 望月 寬榮 殿
- 一金壹圓 丹波 友井 能慈 殿
- 一金五拾錢 清子 雲澤 寺 殿
- 一金五拾錢 身延 圓光 庵 殿
- 一金五拾錢 身延 妙石 坊 殿
- 一金五拾錢 吉田 湖州 殿
- 一金壹圓 某信 徒 殿
- 一金五拾錢 身延 井出 貞存 殿
- 一金參圓八拾四錢五厘

- 本年度本學院春季修學旅行隊一同
- 一金壹圓 南部 妙淨 寺 殿
 - 唯一 大阪 日宗 唯一 青年團 殿
 - 大崎學報(每號) 東京 日蓮宗 大學 殿
 - 山家學報(全上) 全 伊藤 海聞 殿
 - 日宗新聞(全上) 全 日宗 新聞社 殿
 - 三寶(全上) 全 森江 書店 殿
 - 天鼓(全上) 山梨 天鼓社 殿
 - 統合大講習會講演集 身延 脇本 觀靜 殿
 - 大日本國民中學講義全 本會員 藤田 光肇 君
 - 大正之青年と日蓮主義 東京 柴田 一能 殿
 - 文底 京都 文底社 殿

■大正春季修學旅行隊
金品寄附者御芳名

- 一金五圓 本學院 院長 狛下 殿
- 一金壹圓 身延 井出 貞存 殿
- 一金參圓 鎌倉 妙本 寺 殿
- 一金貳圓 鎌倉 長勝 寺 殿
- 一金五圓 橫濱 常清 寺 殿
- 一金參圓 池上 大坊 殿
- 一金拾圓 青柳 昌福 寺 殿

一辨當 鎌倉 長勝 寺 殿
 一全上 池上 本門 寺 殿
 一全上 甲府 信立 寺 殿
 一全上 甲府 遠光 寺 殿
 一菓子 鎌倉 關芳 兵衛 殿
 一菓子 全 關保 太郎 殿
 一菓子 東京 田島 重子 殿
 其他御厚配下されたる諸氏の深志を徳とし
 謹て感謝仕候

祖山學院運動部

大正六年七月十二日印刷
 大正六年七月十五日發行
 山梨縣南巨摩郡身延村
 編輯人 吉田 素恩
 山梨縣南巨摩郡身延村
 發行人 藤田 圓海
 山梨縣南巨摩郡身延村
 印刷所 依田 眞明
 山梨縣南巨摩郡身延村
 印刷所 古久紋印刷所
 電話二三番
 發行所 祖山學院同窓會